

1. 会 議 名 予算特別委員会

2. 日 時 平成27年3月11日(水)

午前10時00分開会

午後15時25分閉会

3. 場 所 議場

4. 出席委員 出口徹裕委員長、竹原恵美副委員長、仮屋園一徳委員、石澤正彰委員、松元薫久委員、牛之濱由美委員、濱崎國治委員、野畑直委員、大田重男委員、牟田学委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、鳥飼光明委員、山田勝委員、中面幸人委員

5. 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 寺地 英兼

6. 説 明 員

・議会事務局	・消防係
局 長 松崎 裕介 君	参 事 上野 正順 君
次 長 柳原 一夫 君	係 長 堀切 潤一 君
・監査事務局	・税務課
局 長 川畑 幸博 君	課 長 川畑 宏之 君
・選挙管理委員会事務局	課長補佐 前田 武三 君
局 長 川畑 幸博 君	係 長 藺畑 雄二 君
係 長 新町 博行 君	係 長 大下本 護 君
・会計課	・企画調整課
課 長 小牟田伸雄 君	課 長 山元 正彦 君
係 長 中川 洋一 君	係 長 池田 英人 君
・総務課	係 長 迫田 勝広 君
課 長 内園 由幸 君	・生きがい対策課
課長補佐 中野 貴文 君	課 長 早瀬 則浩 君
係 長 牟田 昇 君	課長補佐 牛濱 美紀 君
係 長 前田 敏 君	主 幹 中野登代子 君
係 長 園田 豊 君	係 長 中園 修 君
・健康増進課	係 長 新坂 謙二 君
課 長 佐潟 進 君	係 長 別府 輝雄 君
課長補佐 内園久仁代 君	係 長 猿楽 浩士 君
主 幹 竹原美佐子 君	
係 長 牛濱 睦郎 君	
係 長 勢屋 伸一 君	

7. 会議に付した事件

・議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算

・議案第34号 平成27年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

8. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

出口予算特別委員長

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。さる3月3日の本会議において、本予算特別委員会に付託されました案件は、議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算、議案第32号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第33号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計予算、議案第34号 平成27年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第35号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第36号 平成27年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成27年度阿久根市水道事業会計予算、以上7件であります。

初めに本委員会の日程について、先の委員会で決したとおり、本日13日、16日及び17日までの4日間ではありますが、お手元に配付してあります審査日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては、準備等の都合により、16日の各課の審査終了後にお諮りいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

また、各委員に申し上げます。質疑は一問一答方式とし、議題外に渡らず、簡潔明瞭とし、また、質疑はページ数、款、項、目等を言ってからされるようお願いいたします。

それでは日程表にしたがい、議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。議会事務局の出席をお願いします。

(議会事務局 入室)

○議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算

それでは、議会事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

松崎議会事務局長

それでは、議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算のうち、議会事務局の所管に関する事項について、御説明申し上げます。

予算書の36ページをお願いいたします。1款1項1目議会費の予算額は、1億4,402万7千円で、前年度比、1,352万8千円の増額となっております。増額の主な理由は、議員報酬の10%減額措置の終了による530万5千円の増、また議員共済会負担金746万9千円の増額が主な理由となっております。

それでは各節ごとにご説明します。

1節報酬5,408万6千円は、議員16名の議員報酬のほか、議会事務嘱託員1名の報酬を計上しました。2節給料1,728万5千円は、職員4名分の給料であり、3節職員手当等2,379万2千円は、一般職期末勤勉手当690万1千円、議員期末手当1,556万9千円が主なものです。4節共済費3,864万円は、一般職共済組合負担金628万8千円、議員共済負担金3,200万8千円が主なものです。9節旅費445万4千円は、議長の旅費のほか、常任委員会の所管事務調査等の費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。10節交際費は42万円を計上しました。11節需用費233万3千円は、議会だよりの印刷製本費134万5千円が主なものであり、そのほか現行法規等の追録代、必読図書、事務用品等であります。12節役務費18万6千円は、郵便料・電話料や議長出会時

の代行運転手数料が主なものです。13節委託料158万5千円は、会議録反訳製本業務の委託料です。14節使用料及び賃借料7万4千円は、タクシー等の賃借料であります。18節備品購入費25万6千円は、委員会室等の録音機器を現行のカセット方式からデータ方式に切り替えるため、ICレコーダー機器の購入が主なものです。19節負担金補助及び交付金91万6千円は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の協議会負担金61万3千円及び会議出席負担金17万3千円が主なものであります。

次に歳入についてご説明します。予算書の32ページをお願いします。19款5項4目雑入20節雑入のうち1行目にあります雇用保険料117万8千円のうち、8千円が議会事務局嘱託職員分の雇用保険料であります。以上で説明を終わりますが、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

出口予算特別委員長

事務局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

36ページのですね、36ページ4節共済費、議員共済会負担金というのは何の共済会に入っているんですか。もう、議員年金はなくなったはずですが。

松崎議会事務局長

議員年金共済制度自体は、すでに終了しておりますが、この負担金につきましては、市議会議員共済会給付費の負担金の公費負担分としまして、現在の月額報酬であります26万円、この26万3千円なんですけど、基準として26万円の63.7を掛けまして、これの16名分ということであります。ですので、現在議員年金を受給されている方、及び遺族年金を受給されている方に対しての給付をするための負担金であります。

[山田議員「残念だがしょうがなかね」と発言あり。]

松元薫久委員

関連してお尋ねいたしますけど、わかるかどうかわからないですけど、実際に何名の方が受給されているというのはわからないですね。

松崎議会事務局長

今ちょっと手元に資料がありませんので、後ほど確認してご提示をしたいと思います。

石澤正彰委員

今に関連しましてね、議員をされてて、退職をされて、お亡くなりになったら、普通の遺族年金とか、そういうケースはないんですよね。わからないから教えてください。

松崎議会事務局長

議員共済年金を受給資格がある方、以前の受給資格がある方について亡くなった場合は、子供さん、あと奥様等に対しての遺族年金の受給資格が発生いたします。

[石澤正彰委員「了解しました」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31中 議会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。
(議会事務局退出、監査事務局入室)

次に、議案第31号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。監査事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について簡潔明瞭をお願いします。

川畑監査事務局長

それでは、監査事務局所管分についてご説明いたします。

まず、公平委員会費からご説明いたします。予算書の43ページをお開きください。2款、1項、10目、公平委員会費の当初予算額は、41万6千円で、前年度と比較して19万8千円、32.2%の減となっております。減額の主な理由は、旅費分が減額になったものでございます。では、歳出の主なものについてご説明いたします。1節、報酬の12万6千円は、公平委員3名分の委員会及び県連合会総会並びに研究会出席時の報酬でございます。9節、旅費の24万9千円は、全国公平委員会連合会本部研究会及び県連合会総会へ出席するための委員及び職員の旅費が主なものでございます。次に、44ページをお開きください。19節 負担金補助及び交付金の3万3千円は、県及び全国の公平委員会連合会への負担金と会議の出席負担金でございます。

次に、監査委員費についてご説明いたします。予算書の53ページをお開きください。2款、6項、1目、監査委員費の当初予算額は、1,968万円で、前年度と比較して201万9千円、11.4%の増となっております。増額の主な理由は、人件費の増が主なものでございます。では、主なものについてご説明いたします。1節、報酬の166万6千円は、監査委員2名分の報酬でございます。2節、給料から4節、共済費は、職員2名分の人件費でございます。9節、旅費の71万6千円は、県及び九州等の監査委員会総会及び研修会等への出席旅費及び費用弁償が主なものでございます。19節、負担金補助及び交付金の5万6千円は、予算書の53ページから54ページとなりますが九州各市監査委員会ほかの会費及び各種会議等の出席負担金でございます。

歳出については以上であり、歳入についてはございませんでした。

以上で監査事務局所管分について説明を終わりますが、ご審議方よろしく願います。

出口予算特別委員長

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会係長 入室)

次に、議案第31号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。事務局長の説明を求めます。

川畑選管事務局長

それでは、選挙管理委員会事務局所管分について、ご説明いたします。

予算書の50ページをお開きください。2款、4項、1目、選挙管理委員会費の当初予算額は、1,017万2千円で、前年度と比較して61万8千円、6.5%の増となっております。増額の主な理由は、人件費の増が主なものでございます。

では、歳出の主なものについてご説明いたします。1節、報酬の180万8千円は、選挙管理委員4名分の報酬でございます。2節、給料から4節、共済費は、職員1名分の人件費が主なものでございます。19節、負担金補助及び交付金の6万1千円は、九州都市選挙管理委員会連合会等への負担金及び会議出席負担金でございます。次に、2目、選挙啓発費であります。予算書は51ページになります。当初予算額は19万3千円で、前年度と比較して1万6千円、7.7%の減となっております。減額の主な理由は、負担金補助及び交付金の減が主なものでございます。では、主なものについて、ご説明いたします。8節、報償費の5万円は、明るい選挙推進協議会委員の市及び出水支会の総会等への出会謝金でございます。11節、需用費の5万7千円は、市成人式時に新成人者に対し配布する選挙啓発用冊

子の購入分でございます。19節、負担金補助及び交付金の8万3千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会の常時啓発負担金分でございます。次に、6目、県議会議員選挙費であります。こちらは本年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の執行経費であり、4月12日に執行予定でございます。では、主なものについて、ご説明いたします。1節、報酬の408万8千円は、期日前投票管理者及び立会人、選挙当日における各投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人、投・開票事務従事者等の報酬でございます。3節、職員手当等の40万円は、事務局職員及び期日前投票関係職員の時間外手当が主なものでございます。7節、賃金の84万6千円は、臨時職員4人分の賃金でございます。11節、需用費の92万4千円は、投票所入場券の印刷代及び選挙用消耗品等でございます。18節、備品購入費の75万3千円は、投票所の記載台及び投票所受付テーブル並びに椅子の購入費が主なものでございます。次に、8目、市議会議員選挙費であります。こちらは本年4月23日任期満了に伴う市議会議員選挙の執行経費であり、4月26日に執行予定でございます。では、主なものについて、ご説明いたします。1節、報酬、3節、職員手当等、7節、賃金、11節、需用費につきましては、先程説明いたしました、県議会議員選挙費と同様の内容でございます。その他のものについて、予算書の52ページをお開きください。12節、役務費の358万7千円は、投票所入場券の郵送料及び候補者の選挙運動用ハガキ代が主なものでございます。13節、委託料の139万5千円は、ポスター掲示場の建込及び撤去費が主なものでございます。14節、使用料及び賃借料の271万1千円は、ポスター掲示板の賃借料が主なものでございます。19節、負担金補助及び交付金の1,160万2千円は、候補者の選挙運動用自動車借上げ及び選挙運動用ポスター作成の選挙公営費1,131万1千円が主なものでございます。以上で、歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたします。予算書の28ページをお開きください。14款、3項、1目、総務費委託金、4節、選挙費委託金761万2千円は、県議会議員選挙の執行経費が主なものでございます。

以上で、選挙管理委員会が所管しております事項について説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願いたします。

なお、答弁につきましては、私及び担当係長からさせていただきます。

出口予算特別委員長

事務局長の説明は終わりました。これより質疑にはいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第31号中 選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局退出、会計課入室)

次に、議案第31号中、会計課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について、簡潔明瞭にお願いします。

小牟田会計課長

それでは、会計課所管にかかる歳入歳出予算予算について、歳出から説明いたします。予算書の40ページをお開きください。第2款、総務費、1項、総務管理費、6目、会計管理費の総額は50万7千円で前年度に比較して、3万7千円の増額であります。増額の主な理由としましては、会計管理者定例会が26年度は出水市で開催されましたが、27年度は指宿市で開催されことから、1万2千円の増となっております。それでは、歳出の主なものについてご説明いたします。まず、9節、旅費、6万8千円は、鹿児島県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会への参加旅費が主なものであります。次に、11節、需用費の12万6千円は、図書追録代ほか、事務用品代であります。12節、役務費の26万円は、口座振

込みの支払いに係る伝送システム利用手数料及び金融機関への窓口収納手数料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の5万3千円は、県都市会計管理者会の年間負担金1万円のほか、会計事務研修会参加負担金が主なものであります。次に、124ページをお開きください。第12款1項、公債費、2目、利子、23節、償還金利子及び割引料のうち、会計課所管分は94万円で、歳計現金に不足が生じた時に借入する一時借入金の利子であります。次に歳入について、ご説明いたします。31ページをお開きください。第19款、諸収入、2項、1目、市預金利子、1節、預金利子の19万1千円は、歳計現金及び歳計外現金の運用利子であります。以上で、会計課所管の事項について説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退出、総務課入室)

次に、議案第31号中、総務課所管の事項について審査に入ります。総務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

内園総務課長

それでは、議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算の総務課所管分につきまして、御説明させていただきます。まず、歳出から御説明いたします。予算書の37ページをお開きください。第2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、9億7,904万3千円は、前年度比、2億1,044万2千円、27%の増となっております。その主な要因は、県市町村総合事務組合負担金の第1スパンが、平成26年度末で期間満了となることから、平成18年度から平成26年度までの精算金、約3億7,300万円を平成27年度予算に計上したものであります。それでは、各節ごとの主なものにつきまして御説明いたします。1節、報酬、1,863万6千円は、77集落の行政事務連絡員の報酬1,325万5千円と電話交換・放送業務等嘱託員3人分の報酬526万円がその主なものであります。次に、2節から4節までは、特別職2人と職員44人などの人件費ですが、3節、職員手当等の中には、先ほど申し上げました、県市町村総合事務組合負担金の第1スパン分清算金、3億7,324万円の他、毎年、市町村総合事務組合に負担している特別職及び一般職員分の退職手当負担金2億1,820万6千円が含まれております。7節、賃金、141万円は、事務補助として雇用する予定の臨時職員の賃金であります。8節、報償費、48万7千円は、市民表彰式の経費が主なものであります。38ページをお開きください。9節、旅費、685万6千円は、特別職を含む職員の旅費でございまして、この中には、平成26年度に引き続き、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員1人分の派遣期間中の経費及び平成27年度から実施する予定の県との人事交流派遣に係る経費、それぞれ131万7千円が含まれているものであります。10節、交際費、120万円は、市長等が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費であります。11節、需用費、96万円は、各種法令等の追録代などが主なものであります。12節、役務費、181万6千円は、郵便料・電話料のほか、市が主催する行事等における障害等補償保険制度である市民総合賠償補償保険料などが主なものであります。13節、委託料、438万3千円は、職員の健康診査業務ほか、顧問弁護士の委託料や産業医健康管理業務委託料等を計上したものであります。19節、負担金補助及び交付金、2,266万8千円は、市長会や地域安全活動として阿久根地区防犯協会への負担金の他、区長会等への運営費補助等が主なものであります。39ペ

ージをごらんください。25節、積立金、1,010万5千円は、職員の退職手当準備基金積立分1千万円と、利子相当分10万5千円を予算計上したものでございます。次に、2目、職員研修費、253万8千円は、前年度比、71万9千円の増であり、その主なものといたしましては、職員の研修派遣に伴う旅費と13節、委託料に職員の研修業務委託費を計上したものでございます。13節、委託料、59万4千円は、職員の資質向上を図り、職場の活性化を目指すための研修業務委託料と、人事評価制度に係る評価者研修業務委託料でございます。19節、負担金補助及び交付金、58万円は、職員研修を委託している区市町村職員研修協会や市町村アカデミーなどへの中央研修負担金であります。次に、3目、広報費、923万6千円は、前年度比、60万2千円の減であり、19節負担金補助及び交付金のうち、広報用放送施設整備事業として、これまで各区の放送設備の無線化に向け補助金交付を行いながら整備促進を図ってきたところですが、無線化がほぼ整ったことから、有線放送に係る維持管理分の補助金の交付が不要となってきたことが減額の主な理由でございます。11節、需用費、675万2千円は、市の広報誌発行に係る費用が主なものでございます。12節、役務費、106万6千円は、近畿・東海・関東各阿久根会への広報誌郵送料などでございます。19節、負担金補助及び交付金、117万6千円は、各区への放送設備維持管理に対する補助金の他、新規の区加入世帯に対する戸別受信機設置補助金でございます。なお、平成26年度末における各区の無線化の整備状況といたしましては、77区中75区において無線化が終了いたしましたことから、予定しております無線化の整備は、ほぼ完了したところでございます。次に、4目、文書費、564万6千円は、前年度比、41万4千円の減でございます。まず、1節、報酬、21万3千円は、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬でございます。40ページをお開きください。11節、需用費、105万円は、官報書籍追録代や議案書等の印刷製本費が主なものでございます。13節、委託料、134万円は、市のホームページでも閲覧できる、電子例規集データ更新や例規集の追録発行に係る委託料でございます。14節、使用料及び賃借料、300万7千円は、例規執務システム使用料と印刷機・プリンター複合機等のリース料でございます。次に、45ページをお願いいたします。13目、交通安全対策費、324万円は、前年度比、13万3千円の増であります。まず、1節、報酬の181万7千円は、交通安全対策会議委員2人と交通安全専門指導員1人の報酬でございます。4節、共済費、30万5千円は、交通安全専門指導員の社会保険料でございます。8節、報償費、20万3千円は、交通安全協力員及び交通安全対策企画員の謝金のほか、交通安全作文標語コンクールの経費及び交通遺児激励費などでございます。11節、需用費、24万3千円は、新入学児童安全帽子、ランドセルカバー、交通安全啓発チラシ印刷代が主なものでございます。なお、新入学児童として160人分を計上いたしているところでございます。13節、委託料、9万8千円は、高齢者体験交通安全教室を市内の自動車教習所に委託して実施するものです。19節、負担金補助及び交付金、45万3千円は、阿久根地区交通安全協会等への負担金でございます。次に、16目、庁舎管理費、8,668万1千円は、前年度比、4,557万2千円で、111%の増でございます。増額の主な理由といたしましては、11節需用費において交付金事業を活用しまして庁舎の非常用蓄電池を取り換えるほか、13節委託料及び15節工事請負費で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用いたしまして、市庁舎に整備を計画しております、太陽光発電システムの蓄電池及び防災拠点となる室内の照明をLED化するための工事設計業務委託や当該工事費を計上したものでございます。まず、1節、報酬の181万円は、庁舎・公用車管理員の報酬でございます。4節、共済費の36万7千円は、庁舎・公用車管理員及び庁舎警備員の社会保険料でございます。7節、賃金の452万4千円は、庁舎警備員3名分の賃金でござい

す。次に46ページをお開きください。11節、需用費、2,044万6千円は、庁舎の電気・水道料等の光熱水費と冷暖房用の燃料代のほか、非常用蓄電池の取り換えに係る修繕料が主なものでございます。13節、委託料、1,183万1千円は、説明欄に記載の16項目に係る業務の委託料でございます。この中には先ほど説明いたしました公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用しました市庁舎への太陽光発電システムの蓄電池及びLED照明に交換するための工事管理業務及び設計業務委託料が含まれているものでございます。14節、使用料及び賃借料、83万6千円は、トイレ衛生器具の借上料です。15節、工事請負費、4,607万円は、13節委託料のところで説明いたしました太陽光発電システム、蓄電池及びLED照明設置のための工事費用のほか、庁舎北側及び南側駐車場の屋外広告塔の撤去工事費等でございます。次に47ページになりますが、18節、備品購入費、48万6千円は、庁舎内事務用椅子の購入費用でございます。次に、17目、電算管理費、8,414万9千円は、前年度比、1,204万2千円、17%の増でございます。増額となりましたのは、平成28年度から施行される社会保障・税番号制度に伴うシステム改修負担金1,462万9千円が主な理由でございます。11節、需用費、937万6千円は、電算機器の修繕やプリンターなど消耗品購入費が主なものでございます。12節、役務費、579万4千円は、市役所本庁と支所・出張所、各小中学校等外部施設を接続したしております通信回線費及びインターネット接続料などが主なものでございます。13節、委託料、1,355万5千円は、説明欄の6項目に係る業務委託料でございます。14節、使用料及び賃借料、2,684万8千円は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料などが主なものでございます。19節、負担金補助及び交付金、2,850万9千円は、説明欄に記載の総合行政ネットワーク負担金や電算システムサポート負担金などのほか、説明欄の一番下に記載のシステム改修負担金、1,462万9千円が主なものであり、社会保障・税番号制度へ対応したシステムへ改修するための負担金を計上したものでございます。次に48ページをお開きください。2項、徴税費、1目、税務総務費の総務課所管に係るものは、1節、報酬、2万8千円、9節、旅費、4万1千円、19節、負担金補助及び交付金、2千円であり、これらにつきましては、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び職員の研修等に係る経費でございます。次に、104ページをお開きください。第9款、消防費、1項、4目、災害対策費、668万6千円のうち、総務課所管分は559万9千円でございます。1節、報酬、7万4千円は、防災会議委員と国民保護協議会委員報酬でございます。3節、職員手当等、100万円は、災害対応時におきます職員の時間外勤務手当でございます。7節、賃金、5万8千円は、災害対応時の臨時職員賃金でございます。9節、旅費のうち、総務課所管分は1万5千円ございまして、防災会議委員及び国民保護協議会委員の費用弁償が主なものでございます。11節、需用費、96万5千円のうち、総務課所管分は85万6千円ございまして、防災行政無線の修繕料でございます。具体的には、屋外拡声子局用のアンテナと電源ユニットの修理の他、中継局の監視制御装置の修理などが主なものでございます。12節、役務費、19万7千円は、県防災行政無線再整備に係る衛星携帯電話使用料や施設損害保険料などが主なものでございます。13節、委託料、95万1千円は、防災行政無線保守業務に係る費用でございます。14節、使用料及び賃借料の54万円うち、総務課所管分は4万円であり、災害対策関係に係ります、車借上料及び松ヶ根中継局土地使用料です。15節、工事請負費の47万6千円は、説明欄に記載の屋外簡易拡声装置設置工事費等を計上したものでございます。19節、負担金補助及び交付金、189万5千円は、説明欄に記載のとおり協議会等への負担金及び県防災行政無線再整備事業に係ります負担金が多くなっております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。予算書の20ページをお願いいたします。まず、第12款、使用料及び手数料、1項、1目、総務使用料、1節、総務管理使用料のうち、総務課所管分は、庁舎使用料83万6千円であります。この内訳は、現在、貸付けを行っている機械棟の一部の職員団体の事務所37万5千円のほか、JA鹿児島いずみ、九州労働金庫と南日本銀行・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫の合同ATMなどの使用料でございます。次は、21ページをごらんください。2項、1目、総務手数料、1節、総務管理手数料の地縁団体証明、公文書閲覧等、り災証明は、それぞれ千円ずつを費目計上いたしております。次に、23ページをお開きください。第13款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金、1節、総務管理費補助金のうち、総務課所管分は社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,285万5千円でございます。これは、社会保障・税番号制度システム導入に係る国庫補助金でございます。また、補助率は、住民基本台帳システムなど基幹的なシステム改修費については100パーセントで、国民健康保険システムなど各種業務関係システムの改修費については3分の2補助となっているところでございます。次に、25ページをお開きください。第14款、県支出金、2項、1目、総務費県補助金、1節、総務管理費補助金のうち、総務課所管分は26ページの上から2番目、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費4千万円であり、歳出の部で御説明いたしました、本庁舎へ太陽光発電システム等を設置することに対する補助金の受け入れでございます。次に、28ページをお開きください。同じく県支出金、3項、1目、総務費委託金、1節、総務管理費委託金の6万1千円は、市町村権限移譲交付金であり、総務課所管分は2万円で、新たに生じた土地の確認に関する事務に対する交付金でございます。次の29ページになりますが、第15款、財産収入、1項、2目、利子及び配当金のうち、説明欄の上から4行目に当たります、退職手当準備基金の利子として、10万5千円を見込んでいるものでございます。次に、30ページをお願いします。第17款、繰入金、1項、3目、1節、退職手当準備基金繰入金の4億7,640万円は、出納閉鎖後に退職手当準備基金を取り崩し、繰り入れするものでございます。繰入金は、退職手当組合への精算金並びに平成27年度の組合負担金に充てるものでございます。次に、32ページをお開きください。第19款、諸収入、5項、4目、雑入、20節、雑入の総務課所管分ではありますが、主なもののみ説明させていただきます。説明欄の1行目、雇用保険料には、電話交換手などの雇用保険料として、7万3千円が含まれております。33ページの説明欄の上から2行目には、水道課光熱水費として12万円を計上いたしております。その下8行目には、県政かわら版配布手数料として19万2千円を見込計上いたしております。さらに、その下2行目の原子力立地給付金のうち、総務課分は10万3千円であります。同ページの下から8行目に当たります水道課貸与パソコン使用料、30万9千円は、パソコンの水道課配置12台分の使用料と、水道検針機器システムの使用料でございます。また、その下4行目の、広報あくね広告料43万2千円と、その下のホームページ広告料36万円を、それぞれ見込計上いたしたものでございます。34ページをお願いいたします。説明欄の下から4行目の、庁舎案内板広告料11万3千円は、庁舎入口に設置してある庁舎案内板の広告料でございます。

以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐並びに担当係長から答弁させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました、ここで暫時、休憩いたします。

(休憩 10:54 ~ 11:05)

出口予算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。これより質疑に入ります。

牟田学委員

46ページの2款1項16目、庁舎管理費の15節工事請負費の4,607万円ですけれども、この太陽光発電のキロワット数とLEDをどこに設置をするのか、庁舎内のどこに設置するのか、教えてください。

内園総務課長

LEDの分につきましては、今回、先ほど説明しましたとおり、防災拠点への施設という位置づけの部分が補助金の対象になるということでございますので、当然今回27年度から先の本会議でも提案させていただいたとおり危機管理係を設置するというので、総務課内に危機管理係は設置されますので、この2階のフロアを中心とした部分を予算の範囲内においてLED化していきたいという計画でございます。

牟田学委員

太陽光のキロワット数は、幾らぐらいを見込んでいますか。

内園総務課長

2階の屋上のほうに、太陽光発電のパネルを設置いたしまして、おおむね西目の構造改善センターが先ほど補正の中でも提案があったところでございますが、あれと同等程度ということで、15キロワットを予定しているところでございます。

[牟田学委員「はい、了解」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかに、ありませんか。

山田勝委員

歳入のところのほら、庁舎管理費の中の使用料ということで、20ページ、私がロビーの自動販売機の電気料とか何とかどこに載ってるのという話をしたら、20ページの総務使用料の中にあるということで、もうちょっと詳しく教えてくれ。

内園総務課長

大変失礼しました、先ほど庁舎内の自販機の方だけが説明が漏れていたようですが、現在、市民ホールに4台ほど自動販売機が設置してあります。このうち、1台は災害対応用ということで、使用料を免除してあります。残りの3台分につきましては、その使用面積の割合に応じまして、使用面積、それから評価額等計算しました部分で計算をしております、この3台分がおおむね12万7千円弱、12万6,935円計算上ということでなって、歳入見込みといたしましてはあげているところではございますが、電気料については、失礼しました私金額を間違えました。使用料としては、おおむね3万円程度の歳入を見込んでいます。なお、電気料につきましては、先ほど4台分のうち1台分は使用料を免除しているといいましたが、電気代につきましてはこの分も計上したしているところでございます。

山田勝委員

その4台のうち、どことどことどこに貸しているわけですか。だから、どこに貸して、どこどこに金をとって、一方は免除しているというのは、具体的に言わないとわからないじゃないの。

中野総務課長補佐

具体的な会社のほうのところは資料を持ち合わせていませんが、メーカー的には大塚、サ

ントリー、ヤクルト、コカコーラの自動販売機が4台あります。そのうちのコカコーラの部分につきましては、災害対策対応機器というようなことで、使用料を免除してあるところでございます。

山田勝委員

いや、かつてはですね、例えば、身体障がい者協会とか、あるいは職員組合ということだったんですけども、現実にはもうそういうメーカーに直接やっているということですか。

内園総務課長

阿久根市職員互助会というのがありますので、互助会が一応管理するということで、互助会を通しての貸付ということになっております。

山田勝委員

いや、なんでねそれを言わない、職員組合、どこかわからんけど、現実には職員組合に関するところが借りているわけでしょ、そこで利益を生んでいるわけでしょ。利益を生んでるから手数料を取っている。そんななんで隠そうとしているの。

内園総務課長

お言葉ですが、隠そうという意図は全くなかったんですが、ただ、説明の不足があった分はなんですが、職員互助会といいますのは、組合も当然、職員のほとんどは組合員ですが、これに課長会とかいった課長の部分が入った部分が職員互助会ということで構成してありますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

山田勝委員

あのね、それはどこが、現実にはここで働いている職員がそこで設置して、でしょ、利益を得てそれをみんなで分けているわけでしょうが。だから昔は使用料も払っていない、電気代も払っていない時代があったけれども、そんなことはないということで現実には明らかになった。そんなことは言わないかんですよ。本当ならね、市民サービスをする職員にサービスをするんだったらね、安く売ればいいんですよ、安く。利益を得て皆で分けているということだけのことで、職員の皆で、課長以下、違いますか。誰が、なら誰が利益を取っているんですか。

内園総務課長

あの、職員互助会のほうの使途の範疇になるかと思うんですが、職員互助会のほうでは福利厚生という面で職員互助会を設置しているわけですが、その中の使途につきましては、例えばみどこい祭りとか、ああいった部分のときに、こちらのほうの互助会からその使途をさしていただいている部分もありますし、あのはっぴ等もこの互助会のほうで購入し、また使用された分についてのクリーニング代等そういったものに互助会の使途をさしていただいているほか、あと、職員互助会で集う例えばグランドゴルフ大会とか、そういった経費に使用さしていただいているところでございます。

山田勝委員

いや、長い歴史があるからね、やむを得ない部分もありますよ、しかし、現実には庁舎ちゅうのは市民から預かっているところでしょ、そこでここで働いている人が利益を得て、またその利益を分配しているということではないですか。しかもあなたがたは今ですね、職員互助会の話とかそれをそういう話を全然言わないで、メーカーの話をする。明らかに隠しているというふうにはしか見えないじゃないですか。そうしてしかもですね、あや福利厚生と言うけど、あなた方は自分たちの給与全体の中に福利厚生あるでしょ、なんでこの庁舎内で利益を得てまたみんなで金を分けないかんのですか。というふうには私は思いますよ、そういうことをやっているから市民が怒るんですよ、ということです。これは市長とも話をせないか

んと思いますからいいです。

出口予算特別委員長

ほかに、ありませんか。

石澤正彰委員

課長、今のに関連しましてね、同じ20ページ12款、1目、総務使用料の中で庁舎のところで83万6千円のうちに、さっき課長の説明がちょっと僕、聞き取りにくかったんですが、使用料というのは組合の使用料になるんでしょうかね、庁舎使用料。

中野総務課長補佐

職員組合からの庁舎の使用料ということでありまして、83万6千円のうち、組合の使用料については31万5千円ほど徴収をしているところがございます。あとの部分につきましては、各銀行のATMの占用使用料、それから庁舎案内板、それから九州電力、それから防災科学研究所等の機器等がありますので、その分の占用使用料ということになります。

石澤正彰委員

合わせて83万6千円という理解でいいわけですね。組合からは31万5千円徴収していると、組合が使う電気代、水道代は今どうなっていますか。

内園総務課長

その分につきましても、電気料、水道料で双方合わせましておおむね5千円毎月掛ける12月ということで組合のほうへの歳入を見込んでいるところであり、徴収しているということでございます。

石澤正彰委員

水道料と、電気代と合わせて毎月5千円、これ、メーターはついてないんですか。

中野総務課長補佐

予算計上的にはそのような月5千円ずつを徴収をいたしているところですが、これについてはそれぞれメーターがついております。平成25年度の決算からいきますと、組合事務所については電気代が約6万7千円、それから水道料については1万2千円ほどの収入ということになっております。

石澤正彰委員

念押しでもう一回聞きますけども、25年度は組合が電気料が6万7千円、水道料は1万2千円払っているとそういう理解でいいわけですね。

[総務課長「はい」と発言あり。]

はい、了解しました。

出口予算特別委員長

ほかに、ありませんか。

山田勝委員

あのね、40ページだったと思うけどな、広報費の中で松ヶ根の無線何か使用料というのが出たんですが、もうちょっと教えてくれ、それ。松ヶ根の使用料。

牟田総務課行政係長

お答えいたします。松ヶ根中継局が正平岡その土地が大漣の区の所有になっております。25年度までは管理・清掃等の協力金としてお支払いしておりましたけれども、26年度から賃借料という形で定額お支払いするというのが話し合いがなされましたので、その分の賃借料ということになります。

山田勝委員

その正平岡にある中継基地ですかね、松ヶ根のためのですか。例えば、各集落に中継基地

ありますよね、各集落に、そういう意味で松ヶ根のための中継基地ですか。

牟田総務課行政係長

防災行政無線においては、親局、電波を発信するところが市の庁舎にあります。その庁舎から市内に2か所、松ヶ根中継局と仲仁田中継局というところがございまして、そのおおむね市内全域を松ヶ根中継局でカバーして、そこで親局から来た電波を松ヶ根中継局から一斉に市内に行き届くように電波を流すと、あと一つは大川地区のほうは仲仁田中継局というところに電波を飛ばしまして、そこから大川地区の山間部にも届くような電波を流すという仕組みになっております。

山田勝委員

わかりました。ちなみにね、使用料はいくらですか。

牟田総務課行政係長

失礼いたしました。これは災害対策費で組んでおりまして、災害対策費の中の使用料及び賃借料として、3万円を組んでおります。

山田勝委員

松ヶ根だけが3万円ですか、仲仁田と松ヶ根で3万円ですか。

牟田総務課行政係長

仲仁田については市有地になっておりますので、使用料を払っておりません。松ヶ根だけになります。

[山田勝委員「はい、了解」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止します。

○議案第34号 平成27年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

次に、議案第34号を議題とし、審査に入ります。総務課長の説明を求めます。

内園総務課長

それでは、議案第34号 平成27年度阿久根市交通災害共済特別会計予算につきまして、御説明いたします。特別会計予算書の65ページをお開きください。第1条は、平成27年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ365万3千円と定めるものであり、平成26年度と比較して、19万1千円の減額でございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。72ページをお開きください。第1款、事業費、1項、1目、事業費、363万6千円につきまして、節ごとに主なものを御説明いたします。1節、報酬、1万9千円は、交通災害共済審査委員会の委員報酬でございます。8節、報償費、36万円は、各区長に対する会費取りまとめ謝金でございます。11節、需用費、17万3千円は、加入申込書印刷代などの消耗品が主なものでございます。12節、役員費、19万1千円のうち、9万5千円は郵便料であり、9万6千円は金融機関に支払う窓口収納手数料でございます。19節、負担金補助及び交付金、289万1千円は、会員の交通事故に係る見舞金282万6千円、交通災害共済システムに係る電算システムサポート負担金6万5千円であります。次に、第2款、基金積立金、1項、1目、基金積立金、1万7千円は、主に基金利子分を見込み計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について主なものについて御説明いたします。前のページ、71ページにお戻りください。第1款、共済会費、363万4千円は、75歳以上の高齢者

の方を含め、1万1,400人分を見込み計上しました。第2款、財産収入、1万6千円は、基金利子を見込み計上いたしたものでございます。

以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

野畑直委員

課長ちょっと教えてください。72ページの1款1項1目事業費の中の報償費ですけれども、この会費のとりまとめ謝金についてですね、区長さんが集める分と、それから振り込みとできますけど、その場合の考え方というのを教えてください。

牟田総務課行政係長

はい、お答えいたします。とりまとめ手数料は1件につき、区長さん方20円を基本として、あと予算の範囲内で件数を按分してお支払いするという形になっております。ですので、あくまで区長さんがとりまとめた件数に応じてお支払いするという形になっておりますので、銀行の窓口等でご自分でお支払いになった分については換算しておりません。以上です。

[野畑直委員「了解です」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第34号について、審査を一時中止します。

(総務課退出、総務課消防係入室)

○議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計予算

出口予算特別委員長

次に、議案第31号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。消防参事の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭に願います。

上野消防参事

それでは、総務課消防係所管分について御説明申し上げます。予算書の102ページをお開きください。歳出から、その主な事項について御説明いたします。第9款、1項、1目、常備消防費は、2億7,346万円であり、前年度の水槽付消防ポンプ車、空順号の購入経費などの減により、前年度比5,040万8千円の減額となっております。19節、負担金補助及び交付金2億7,346万円は、阿久根地区消防組合への負担金であります。次に、2目、非常備消防費、5,505万8千円は、前年度の元氣臨時交付金を財源とした消防団用のポンプ車及び積載車などの購入経費の減により、前年度比4,673万3千円の減額となっております。1節、報酬1,200万8千円は、消防団員224人分の報酬であります。5節、災害補償費204万4千円は、消防団員の遺族補償年金及び療養・休業補償費であり、8節、報償費530万8千円は、消防団員退職報償金500万円が主なものであります。9節、旅費1,800万円は、消防団員の費用弁償1,785万7千円が主なものであります。18節、備品購入費229万3千円は、消防団員用活動服や消防ホース、救助用半長靴の購入経費が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金590万3千円は、県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償等の掛金などが主なものであ

ります。104ページになります、28節 繰出金239万4千円は、消火栓3基の新設及び155基の維持管理費として、簡易水道特別会計に151万5千円を、同じく、293基の維持管理経費として水道事業会計に87万9千円をそれぞれ繰り出すものであります。次に3目、水防費は、前年度と同額の50万円であり、風水害等の原材料費として補修用資材等の購入経費を計上したものであります。4目、災害対策費668万6千円のうち、消防係所管分は、108万7千円であり、前年度比千円の増であります。1節、報酬から8節報償費は総務課所管分であります。9節、旅費49万3千円のうち消防係所管分は、47万8千円であり、災害時の費用弁償を計上したものであります。11節、需用費96万5千円のうち、消防係所管分は、10万9千円であり、燃料費5万9千円、食糧費4万円が主なものであります。次の、12節、13節、15節、19節は、総務課所管分であり、14節、使用料及び賃借料54万円のうち、消防係所管分は、50万円を重機等の借り上げ料として計上したものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入は、28ページにお戻りください。第14款、県支出金、3項、1目、総務費委託金、1節、総務管理費委託金6万1千円のうち、消防係所管分は2万円であり、火薬類取締法に関する県からの事務交付金であります。次は、32ページになります、第19款、諸収入、5項、4目、雑入、2節、団体支出金2,830万5千円のうち、消防係所管分は、説明欄の消防団員遺族補償年金194万4千円は、該当者お一人に対する給付金であります。次は、消防団員公務災害補償金として10万円を科目設定したものであり、その下の、消防団員退職報償金は、500万円を見込計上したものであります。33ページになりますが、20節 雑入のうち、消防係所管分は、説明欄の上から12行目の原子力立地給付金153万4千円のうち、消防団詰所等に係る5万7千円と、下から5行目の県消防協会火災共済制度出資金割戻金5万円であります。

以上で説明を終わりますが、質疑については、私と担当係長でお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

出口予算特別委員長

消防参事の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

常備消防費の中でちょっとお尋ねしたいんですが、今、消防署の職員というのは皆で何人いるんですか。

上野消防参事

本部、並びに阿久根消防署含めて34名でございます。

山田勝委員

この34人については阿久根市から人件費をちゃんと出しているということですね。

上野消防参事

うち、34名中、本部職員として4名の職員を位置づけをしておりまして、この4名分につきましては、いわゆる構成をします、阿久根市と長島町の共通経費として6対4の割合で経費負担をさせていただいておりますので、4名分にかかる人件費の4割分については長島町からの負担を受けているという形になっております。

山田勝委員

これは、私は知らないからね聞くんですよ、例えば6対4の4名分については6対4だけれども、全員この4名については阿久根市から派遣されている職員か、それとも長島町に駐在している方々もいるんですか。

上野消防参事

4名とも全て阿久根市からの派遣の職員でございます。

山田勝委員

はい、わかりました。それからですね、非常備消防の中ですね、分団員の報酬と1, 208万円、それから、旅費として1, 800万円計上してあります、もちろんこれは消防団の方々の費用弁償、あるいは手当いろいろあると思うんですが、極端にいったらですね、例えばどういう算定の仕方をしてあるんですかね、一人、消防団長、分団長はいくら、何がいくらというのは参考までに教えてください。

堀切消防係長

消防団員224名分に関してですが、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員として分けてあります、年間ですね。団本部に関して、団長、副団長等は年間18回の出勤・出会手当等を計算してあります。4, 700円掛けるのですね、それから中央分団は機動分団になりますので、その中央分団も18回、そしてほかの分団に関しては15掛けるの4, 700円を出してあります。出会と訓練等。

山田勝委員

特別ね、私はいろいろ言うんじゃないですよ、ただ、今例えば18回掛ける4, 700円と積んでありますと、言いますよね、そうじゃないでしょ、現実には旅費で、旅費というのはいくら、いくら、それから、報酬にする分についてはいくらとしてですね、私も分団長をしっかりとちゃんと1年に2回もらって帰ってきてわかるとるんですよ、こういう形でやってるんですよというのはわかってるんですよ、だからそういうのは今どうなっているのと、どれくらいあるんですかと、昔はなかったんですからね、それを聞いているんですよ。いや、わからんじゃ困らよ。

堀切消防係長

年間報酬に関しては、先ほど言いました階級別で変わってきます。例えば団長については年間13万8, 300円です。副団長に関しては10万3, 200円掛けるの2名、分団長に関しては8名7万7, 300円掛けるの8名というふうに細かく分かれております。団員に関しては4万6, 800円掛けるの169名となっております。

山田勝委員

もういいです。

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、総務課消防係所管の事項についての審査を一時中止します。
(総務課消防係退出、税務課入室)

出口予算特別委員長

次に、議案第31号中、税務課所管の事項について審査に入ります。税務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

川畑税務課長

議案第31号、平成27年度阿久根市一般会計当初予算のうち税務課所管に係る歳入歳出予算について、歳出予算の主なものから御説明いたします。予算書の48ページをお開きください。第2款、総務費、2項、徴税费、1目、税務総務費の当初予算額は6, 865万円で、前年度と比較し631万円、8. 42%の減となっており、内訳については、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費で、職員11名分の人件費であります。2目、賦課徴収費の当初予算額は2, 796万2千円で、前年度と比較し13万6千円、0. 48%の

減となっております。内容の主なものについて御説明いたします。1節、報酬495万7千円は、市税等収納嘱託員1名と税務窓口事務等嘱託員2名の雇用に伴う人件費であります。4節、共済費84万7千円は、嘱託員3名の雇用に伴う社会保険料であります。7節、賃金32万5千円は、市県民税特別徴収課税事務補助 臨時職員雇用時の賃金であります。8節、報償費527万2千円は、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金520万円が主なものであります。9節、旅費34万7千円は、県内外出張徴収、税制改正説明会、家屋評価実務研修会等の旅費、及び嘱託職員・臨時職員の交通費であります。11節、需用費265万7千円は、納付書や納付書送付用窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。12節、役務費359万2千円は、郵便・電話料・金融機関窓口収納及び預貯金口座振替手数料であります。13節、委託料85万4千円は、地籍維持管理システム保守点検業務及び標準宅地時点修正率算定業務並びに、地方税における申告や給与報告書の提出等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムであるeLTAXのシステム改修業務の委託料であります。14節、使用料及び賃借料141万8千円は、年金特別徴収に係る地方税電子申告支援サービス使用料及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金69万3千円は、地方税電子化協議会等の運営負担金、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業に対する負担金、及び阿久根市青色申告会への補助金が主なものであります。23節、償還金利子及び割引料700万円は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の5税目で、平成26年度収入見込額等から計上しました、27年度の総額は17億7,166万8千円であります。これは前年度に比べ3.38%、6,195万3千円の減で、歳入総額に占める構成比率は前年度より0.77%減の15.79%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。17ページをお開きください。

市民税のうち個人分は、5億5,967万2千円で前年度に比べ1,116万5千円の減であります。減額の主な理由は、納税義務者数、及び所得の減少によるものであります。法人市民税は、予算額9,098万3千円で、前年度に比べ2,391万9千円の減であります。法人市民税の減額の主な理由は、平成26年10月1日以後の事業年度開始分から、法人税割が14.7%から12.1%に引き下げられる法改正の影響と、法人所得の減少によるものであります。次に、固定資産税のうち、土地・家屋・償却資産に係る純固定資産税の、26年度収入見込額等から推計した予算額は、8億5,575万8千円で前年度に比べ2,443万9千円の減であります。27年度は3年に一度の評価替え年度に当り、土地の評価額下落と家屋の評価基準見直しによる評価額の減少が減額の主な理由であります。国有資産等 所在 市町村交付金及び納付金は、予算額1,510万7千円で前年度と比べ19万5千円の増であります。軽自動車税は、予算額6千582万7千円で、前年度に比べ82万7千円の減であります。軽自動車税の増税については、平成28年度からを予定しており、27年度については26年度と同じ税率で計上してあります。市たばこ税は、予算額1億8,175万7千円で、売渡本数は約3,577万2千本で、前年度と比較し、199万7千円の減であります。入湯税は、予算額256万4千円であり、宿泊・休憩者合せて入湯客数17,330人で、前年度と比較し19万9千円の増であります。次に18ページをお開きください。第3款、利子割交付金は、予算額190万円で前年度に比べ50万円の増であります。

これは、県に納入された県民税利子割額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の、5分の3が市町村へ交付されるものであります。第4款、配当割交付金は、予算額180万円で前年度に比べ120万円の減であります。これは、県内に住所を有する個人で、一定の上場株式等の配当等の支払を受ける方々の配当割収入額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の、5分の3が市町村へ交付されるものであります。第5款、株式等譲渡所得割交付金は、予算額100万円で前年度に比べ60万円の増であります。これは、県内に住所を有する個人で、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における、上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける方々の株式等譲渡所得割収入額から、徴収取扱費相当額1%を控除した後の金額の、5分の3が市町村へ交付されるものであります。次に21ページをお開きください。第14款、3項、1目、2節、徴税費委託金2,610万円は、地方税法第47条、地方税法施行令第8条の3の規定により、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴税取扱費として、県から市に交付されるものであり、個人の県民税に係る納税義務者数に、3,000円を乗じた額を見込んだものであります。次に31ページになります。第19款、1項、1目、1節、延滞金については、122万円を見込んでいます。以上で、歳入の主なものについての説明を終わりますが、貴重な自主財源である市税の収納率向上については、引き続き夜間徴収等による徴収体制の強化、搜索・差押え等の滞納処分の徹底とあわせ、公平・公正な課税により納税者の方々の理解を得ることに努めていきます。

答弁につきましては、私、並びに担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。ここで暫時休憩いたします。昼はおおむね1時より再開いたします。

(休憩 11:54~13:00)

出口予算特別委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

税務課でね、必要な証明とかいろいろ出すんですけどね、あの証明手数料とかちゅうのはどこに入るんですかね。

川畑税務課長

予算書の21ページ12款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、手数料の2節、徴税手数料の中に入ります。

山田勝委員

私はね、住民の皆さんからよく言われているのが、例えば地籍図は取れますと、ですね、地籍図は取れます、あるいは台帳も見れます、地籍図見れますけれども、例えば今、皆さん方が航空写真をありますよね、航空写真を。あの航空写真を発行してくれればすぐ場所も特定できるという要望があるんだが、なんで航空写真はこう発行してもらえないんでしょうかと言われる市民の方がいらっしゃったんですが、よく考えてみれば私もそう思います。今、発行できるんですか、できないんですか。

川畑税務課長

航空写真は証明事項ではないですので発行はしておりません。ただ、画面で見てもらうことはやっております。

山田勝委員

じゃあ証明事項ではないけれども、その必要だからね、必要だから見せてください、必要だからまあうちの近所の見たい、自分の土地を見たいので何とかコピー取っていただけませんかと言えばちゃんと使用料、お金も払いますよと言えばそれでもできないんですか。

川畑税務課長

現在、例えばゼンリンの地図とかありますけど、あれは著作権があつてできないようになっております。そこらへんの絡みもありますので、航空写真の提供元がいろいろなところからもらっているものですから、県とかあるいは水土里ネットとか、そこらへんもありますので、今後そこらへんと発行できるかどうか検討させていただきます。

山田勝委員

いや、あれは阿久根市がお金を出して航空写真を撮ってもらってインプットしてある、保存してあるわけなんですよ。

川畑税務課長

航空写真については、阿久根市が例えば業者に委託して撮ってもらってしたものではありません。県の砂防課からもらったり、あるいは、その水土里ネットワークとそういうのがあるんですが、そこからももらったりした分で自前で航空写真を撮ったものではないので、そこらへんの確認がもし発行するとしたら必要になってきますので、自前のものではありません。

山田勝委員

そういうことであればね、何でもかと言ったら、例えば自分にしてもですよ、この付近を、あの山の中に自分の土地があるんだがといえぱですね、その地図、それを見たほうが一番よくわかりやすいですよ、一番よくわかりやすい、だから、一番わかりやすく、一番便利だというんだつたらね、やっぱりそういうのは私は何とか便宜を図ってやってもいいじゃないかと思うんですよ、ちゃんとお金を払って。そのかわりお金を払う仕組みをちゃんとしてくりさえすればですね、やはり住民がいいね、そのほうがいいですよというのについてはして欲しいと私は思うんですけどね。今後それに取り組む気はないですか。

川畑税務課長

先ほど申しましたように、関係機関と検討いたしまして、それを発行できる方向で検討はいたしますが、ここで発行できますとはまだ言えません。

山田勝委員

それでは、発行できる方法で、方法で、方向で、検討してください。そうしたほうがね、皆の便利に、皆がいいと思ったのはね、やっぱり勇気を持ってやる勇気が必要だと思います。お願いします。信じて待っています。

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中 税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

(税務課退出、企画調整課入室)

出口予算特別委員長

次に、議案第31号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。企画調整課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

山元企画調整課長

議案第31号、平成27年度阿久根市一般会計予算中、企画調整課所管の事項について御

説明申し上げます。歳出からご説明いたしますので、予算書41ページをお開きください。第2款、総務費、1項、8目、企画費の予算額は3,889万2千円であり、対前年比1,673万3千円、30.1%の減となっております。この主な理由についてですが、43ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の補助金としまして、平成26年度は移住定住促進補助事業460万円、定住促進木造住宅建築補助事業1,125万円を計上しておりました。平成27年度は、これらの制度の期間を更に延長し、実施することとしておりますが、地方創生に関する事業として平成26年度補正予算第9号において計上していることから減額したことが、主な理由であります。それでは、予算書に添って御説明いたします。予算書41ページにお戻りください。1節、報酬9万8千円は、総合開発審議会委員7人分の報酬であり、7節賃金は、男女共同参画講座開催時の保育士賃金であります。8節、報償費46万6千円は、アクネ大使に対する謝礼としての特産品代や次のページに記載のとおり、男女共同参画推進懇話会の出会謝金、男女共同参画啓発事業講師謝金など説明欄記載のとおりであります。9節、旅費234万5千円は、電源地域振興センター研修事業43万9千円、アクネ大使関係として43万2千円、定住促進対策事業関係のセミナー参加旅費49万8千円、広報・調査等対策交付金事業39万千円が主なものであります。11節需用費315万9千円は、官庁速報や過疎計画印刷製本費など企画一般事務関係87万9千円、華の50歳組レセプション関係97万9千円、広報・調査等事業関係90万1千円、などが主なものであります。12節役務費48万3千円は、郵便料及び電話料の通信運搬費が主なものであります。13節委託料113万2千円は、阿久根駅、牛ノ浜駅、折口駅に植樹した柑橘類の樹木の管理業務、折口駅トイレの浄化槽管理業務及び清掃管理業務、放射線量測定用のサーベイメータ校正業務が主なものであります。14節使用料及び賃借料12万2千円は、アクネ大使の方々の情報交換に係る会議や男女共同参画啓発事業などの会場使用料が主なものであります。18節備品購入費129万3千円は、広報・調査等交付金事業を活用して避難施設における避難者のプライバシー確保のための防災用プライバシースクリーンを購入するものです。19節負担金補助及び交付金2,348万7千円は、説明欄にあります各種協議会への運営負担金、次の43ページに記載のとおり、阿久根市人材育成事業、乗合タクシー運行事業、地域づくり活動支援事業、区合併支援事業、グループタクシー利用促進事業、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に係る補助金などを計上しております。このうち、阿久根市人材育成事業につきましては、平成27年度は薩摩藩英国留学生派遣150周年を迎えることから、これを記念して、本市の偉人である寺島宗則卿をはじめとする当時の留学生の足跡をたどりながら現地で交流等を行うことにより次代を担うグローバル人材の育成を図るため、県との共催により青少年の英国派遣を実施するもので、本市においては、青少年2名の派遣を計画しております。25節積立金629万2千円は、基金積立金で、説明欄のとおりの内訳となっており、地域振興基金の613万3千円は、サテライト阿久根の地元協力金及びあくね応援寄付金が主なものとなっております。次に、52ページをお開きください。5項、1目、統計調査総務費の予算額は842万7千円であり、対前年比17万6千円、2.0%の減であります。2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費の給与費関係は、総務課所管ですので省略させていただきます。13節、委託料は、市民所得推計に係る県統計協会への委託料8万2千円であります。次に53ページをお開きください。2目、基幹統計調査費の予算額は1,048万円であり、対前年比510万8千円95.1%の増であります。1節、報酬827万2千円は、国勢調査調査員等の報酬であります。4節、共済費18万円は、統計調査事務補助としての臨時職員の社会保険料であり、7節、賃金104万4千円は、同じく臨時職員の賃金であります。8節、報償費5万9千円は、統計調査員確保対策事業の

研修会出会謝金が主なものであります。11節需用費58万3千円は、各統計調査の消耗品が主なものであります。14節使用料2万6千円は、国勢統計調時に利用する地図の使用料であります。次に、72ページをお開きください。第5款、労働費、2項、2目、働く女性の家管理費の予算額は398万8千円であり、対前年比2千円0.1%の減であります。1節、報酬176万円は、働く女性の家運営委員5人分の報酬2万3千円と、指導員1人分の報酬173万7千円であり、4節、共済費30万円は、指導員及び管理人の社会保険料であります。7節、賃金107万6千円は、平日は午後5時から午後9時20分まで、土曜日は午前9時から午後5時までの管理業務に係る管理人賃金94万6千円と市主催講座の時の託児に係る保育士の賃金13万円であります。8節、報償費43万5千円は、定期講座等の講師謝金であり、前期4講座、後期4講座並びに短期講座等を予定しております。次に、73ページをお開きください。14節、使用料及び賃借料は、トイレ用薬剤の使用料が主なものであります。続きまして、歳入について御説明いたします。予算書21ページにお戻りください。第12款、使用料及び手数料、1項、8目、1節、労働使用料81万円は、働く女性の家使用料を計上したものであります。次に、23ページをお開きください。第13款、国庫支出金、2項、1目、1節、総務管理費補助金中、企画調整課が所管する社会資本整備総合交付金880万円は、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画に基づく琴平浜中央線、琴平南通り線など市道4路線における測量設計、道路整備事業などに充当するものです。次に、25ページをお開きください。第14款、県支出金、2項、1目、1節、総務管理費補助金1億3,816万円は、原子力研修会や広報活動などの財源である広報・調査等交付金300万円、電源立地地域対策交付金9,500万円、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費4,000万円が主なものであります。このうち、電源立地地域対策交付金は、子ども発達支援センターこじか整備事業に7,810万円、日ノ山農道改良舗装事業に1,110万円、B&Gプール備品導入事業に580万円を充当する予定であります。公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費は、市役所本庁舎に太陽光発電・蓄電池及びLEDを設置するための設計業務委託及び工事に係る費用に充当する予定であります。次に、28ページをお開きください。3項、1目、5節、統計調査費委託金1,048万円は、説明欄の内訳のとおりであります。国勢調査費1,028万円が主なものであります。次に、29ページをお開きください。第15款、財産収入、1項、2目、1節、利子及び配当金中、企画調整課が所管するものは、上から5番目の人材育成基金利子15万9千円、下から2番目の地域振興基金利子2万3千円であります。なお、ふるさと創生基金につきましては、運用期間を2年としたことから、平成27年度は利子分の基金積立金は見込んでおりません。次に、30ページをお開きください。第17款、繰入金、1項、6目、1節、人材育成基金繰入金は、阿久根市人材育成事業の財源として充当するものであります。次に、34ページをお開きください。第19款、諸収入、5項、4目、20節、雑入であります。主なものとしましては、上から1番目の場外車券売場設置市地元協力金350万円を計上しております。また、下から2番目にあります乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金については、乗合タクシー運行に係る国庫補助金が年度末に事業者から精算返納されるため計上したものであります。第20款、市債、1項、1目、2節、企画債は、集落活性化対策事業の財源として、過疎債のソフト事業分を充当することから計上したものであります。以上、主なものについて御説明いたしました。よろしく御願いいたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

牟田学委員

42ページの2款、1項、総務管理費の13節、委託料の浄化槽管理業務と清掃業務は折口駅と言われましたよね、これはですね、業者に委託するのか、個人に委託するのかどちらですか。

山元企画調整課長

浄化槽管理業務につきましては、業者に委託をしております。清掃業務につきましては地域の福祉施設のほうに委託を予定しております。

牟田学委員

浄化槽管理業務はまだわかりますよね、清掃業務についてですね、いつだったかな、折口駅の花植えをしたんですよね、そのときにあそこの水道を使ったんですが、そのときの水道の蛇口を個人の方のところに取りに行ったもんですから、そこの方が清掃するのかなと思っただけです、そこはどうですか。

山元企画調整課長

水道の蛇口に関しましては、折口駅の蛇口とは別に駅前広場に水洗がございまして、そちらのかぎを地区の方が駅の前植栽の管理を、手入れをボランティアでしていただいているということで、かぎのほうをお預けしているところでございます。

[牟田学委員「はい、わかりました」と発言あり。]

牛之濱由美委員

42ページですね、2款、1項、8目の13節、備品購入のところ、今、あの説明がありました防災用プライバシースクリーンについてお伺いいたします。これは今まで阿久根市は持っていなかったのでしょうか。

山元企画調整課長

はい、これまでは所有しておりませんでした。

牛之濱由美委員

なかったということで、今この災害が多発する世の中に必要だと思います。これは、あの避難された体育館とかですね、避難先で仕切りをつくるあのスクリーンのことですね、各個人、個人の仕切りをつくってあげる。これは防災用備蓄品として、まずは、保管をしておくということでしょうか。

山元企画調整課長

委員のほうから今ございましたように、各避難施設での個人のプライバシーを確保するための仕切りのためのスクリーンということで、備品として、配備をしようということで考えているところです。

牛之濱由美委員

品物はわかりました。その数とといいますか、どういうぐあいの数とか、形はだいたい想像つきますけれども、もし阿久根市で想定外の避難をされる方がいらっしゃって貸し出しが足りないというようなこともあるかもしれないですけども、数的にはどのぐらいでしょうか。

山元企画調整課長

今回、導入しようと考えておりますのは、6畳用が18枚で1セットとなります。これを今回は5セット合計90枚を購入予定としております。

牛之濱由美委員

これはそういう避難しなければならない事態が起きた場合は、企画のほうで貸し出す、そちらのほうに申請をするという形よろしいのでしょうか。

山元企画調整課長

これについては、企画のほうで持っております、広報調査事業を活用して導入するものがございますが、実際の備品については、防災を担当する部署のほうに配備をしようというふうに考えているところです。

[牛之濱由美委員「了解しました」と発言あり。]

中面幸人委員

43ページですね2款、1項、8目、19節ですね、グループタクシー利用促進事業、186万でございますけれども、確かこの事業については前年度は確実な数字はわかりませんが、ちょっと覚えてないので600万くらいの予算を組んであったと思うんですけど、相当ことは減っているんですが、いい事業なのにですね、なんか利用促進の周知が悪いのではないかなと思うんですけどね、そのへんはどうですか。

山元企画調整課長

今、委員のほうからございましたように、前年度から、平成26年度からこの事業に取り組んでおりますけれども、今年度は非常に利用実績が低かったということで、当初予算につきましては減額となっているところでございますけれども、今後、制度の周知につきましては住民説明会ですとか、高齢者の方々が集まれる機会ですとか、民生委員の方々が集まれる機会ですとかこういった機会を活用しまして、周知に努めながらなるべく使っていただけるように利用促進に努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

中面幸人委員

確か距離によってですね、金額も違いますけれども、だいたい一人に年間60枚だったかと思うんですけども、ちなみにもう60枚、いわばやった人の人数はわかりますか。

山元企画調整課長

平成26年度の2月末の実績といたしましては、利用券の交付を行った方々が1キロ以上1.5キロ未満が10人、1.5キロ以上4キロメートル未満が16人、合計26人でございます。

中面幸人委員

相当少ないですよ、だから、もしですよ、この制度が本当にいいんだったら進めなければならぬし、もしどうしてもこの利用度が悪いとなればですね、例えば乗合タクシーも含めて、このグループタクシーもですよ何らかの別の方法はないのかということも考えなければならぬと思うんですけど、そのあたりはどういうように、このまま進めて、この2事業進めていかれるんですか。

山元企画調整課長

私どもといたしましては、このグループタクシー制度につきましては、現在運航しております乗合タクシーにおきましても解消できない交通不便地域があられるということでそういったところに住んでいらっしゃる方々の公共交通を補完する制度ということで、導入したところでございます。27年度につきましてはやはりこの制度の周知を図りながらそういう交通不便地域の解消に努めて参りたいというふうに思っているところでございます。

中面幸人委員

最後になりますけれども、せっかくですね、使われればいい事業だと思うんですけどもですね、例えば公共の交通機関まで1キロ以内の人たちはもう全然使えない、この2つの事業は全然使えないわけですよ、だから例えば1キロ以内の人たちがですよ、本当に老人の方が足が悪くてちんちん歩いていっきゃれるのですね、やっぱり市民に対して平等にですよ、公平にこう行き渡るにはですよ、私は年間例えばその年齢やら体の状態に応じてですよ、年間すべての人にですよ、年齢とか、そういう体の弱い人とかですね、そういうのをチ

ェックしながらですよ、全市民にですね、そういう方が対象に全市民に年間いくらかですよ、タクシーの補助券みたいなのをそういうのをやるのを私は本当に、今まで全然ないのと、例えばひと月に2回、3回とかそういうのをしてやってもですね、（聴取不能）良くなってくるわけですから、もし、これが広がらないようであればですね、私は別な方法を考える必要があるんじゃないかと思えますけれども、どうでしょう。

山元企画調整課長

ただいま委員のほうからございましたような広く市民の方に平等に使えるような制度というのもご提案としてはあるのかもしれないと考えているところでございますけれども、現時点におきましては現在運航されております公共機関を活用していただくという前提でそこを補完する制度という形でしばらくの間は進めていければというふうに考えているところでございます。

野畑直委員

このグループタクシーの件ですけれども、1キロという考え方ですが、グループタクシーというのは一人でも乗れるという解釈でいいんですかね。

山元企画調整課長

はい、このグループタクシー制度につきましては、数名のグループで利用していただくということで想定はしておりますけれども、いろんなご事情があられるということで、お一人でも利用は可能というふうにしているところでございます。

野畑直委員

この自宅の玄関から、微妙なところに住んでいらっしゃる方がいらっしゃると思うんですね、今ちょっと話がありましたけれども、950メートルはだめで、980メートルそういうところもあるところが、私はちょっと一人そうじゃないかなというところを考えているんですけれども、そこに一人しかいらっしゃらないんですよ。そういう方々は例えば役所のほうでその停留所から自宅までの距離をどうして測られるんですか。

山元企画調整課長

これにつきましては、申請をいただいたときに、こちらのほうからご自宅に伺いまして、ご自宅と最寄りの交通機関の間の距離を計測しているところでございます。車で計測しているところでございます。

野畑直委員

あの交通弱者というのは車に乗れないから、車の走るところまでいけない人が交通弱者だと私は思っているんですが、微妙にそういうところですね、今話があったようにそういう人にはこの発行券、そういうタクシーの発行券というのが私は必要だと思うから私も言っているんですけれども、例えばですね、もう本当微妙であつたら停留所が登りと下りでずれているところもありますよ、そうだったら阿久根に行くほうは980メートルだけど、今度またちょっと脇本に行くときは1キロ50メートルそういうときには登りはいいけど、下りはダメと判断するんですか。

山元企画調整課長

ここにつきましては、登り、下りということではなくて、最寄りのバス停という形で基準にしているところでございます。

野畑直委員

私が言っているのは停留所の位置が50メートル違えば、今あなた方言う1キロを満足する部分と、満足しない部分が出てきたときにどうするんですかということを知っているんですよ。

山元企画調整課長

厳密にいきますと、その近いほうのバス停が基準になってくるというふうに考えているところでございます。

野畑直委員

今言っている意味がちょっと、逆に考えなければいけないんじゃないんですかと思うんですけど、だからそうなったらその距離が微妙に違うから言うんですよ。そうしてそこに一人だったらということで、今あなた方の話を聞いているとそういう年間、その人には何枚あげましょうとかそういう券をですね、交通利用券みたいなのをば、私はそういうふうにした方がいいと思うから言うんですけど、この方法を変えない、これを変えないという考え方のほうがどうなのかなと思うし、車で測るなんて、車からあなたはそういうことで、みんな道路付のところに住んでいるわけじゃないですからね、道路から100メートル離れたところに住んでいる人は道路から測ってもらったって困りますよ、というのもあるからそういうふうな交通利用券みたいなのを市民平等になるように考えたらどうでしょうかというのを私もその考えに賛成ですから今聞いているんですけども。

山元企画調整課長

この部分につきましては、いろんな御意見をいただいているところでございますので、ここで回答としてはできないんですけど、今後そういう御意見を踏まえてですね、検討させていただければというふうに考えているところでございます。

出口予算特別委員長

ちょっと、休憩を取ります。

(休憩 13:36~13:38)

出口予算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

野畑直委員

今お聞きしたとおりですね、交通弱者というのはグループで弱者でなくて、一人が弱者とかあるから、確認をしておきますけれども、一人でも利用ができる。基本として1キロということで理解して玄関からその最寄りの交通機関の停留所までという判断をして、そういう市民の方から聞かれたときにはそういう説明でよろしいですか。

山元企画調整課長

はい、委員のおっしゃるとおりで結構かと思います。

[野畑直委員「はい、了解です」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

大田重男委員

43ページですね、2款、1項、8目、19節負担金補助及び交付金の件ですね、補助金で地域づくり活動支援事業ってあるんですけど、これは皆さん喜んでいらっしゃるんですけど、結局、区としてですね、年何回までとかそういう規制がありますか。

山元企画調整課長

これにつきましては、年間の限度額は定めてございますけど、利用回数については特に制限等はありません。

大田重男委員

この事業ですね、じゃあ区長さんたちはですね、誤解していらっしゃる面があるかと思
います。区によっては年1回しかできないよとそういうふうな説明をもらっている区長さん
方もいらっしゃるみたいなんですけど。

山元企画調整課長

私どもといたしましては、この地域づくり活動支援事業を活用していただく際には区のほ
うから申請書を出していただくんですけども、その中でなるだけ1年間にいろんな事業があ
ったり、行事があったりということで、その都度何度も出していただくよりはまとめて1年
間わかっているならば出していただいたほうが手続き的には1回で済むということで、なるべく
その年間計画にもとづいて最初でお出しただけならばというふうにご案内はしているところ
でございます。

[大田重男委員「はい、わかりました」と発言あり。]

竹原恵美委員

43ページ、2款、1項、8目、19節の負担金、下から4行目、区合併支援事業、45
万5千円ついているんですけども、事業内容を教えてください。

山元企画調整課長

これにつきましては、区が今後運営を単独で運営するのが難しいとかいうような場合に、
合併をするという場合に合併された区に対して補助する制度でございます。

竹原恵美委員

合併に関しては、自分たちから複数の区が自分たちから合併をすることを決めるのか、そ
れともこちらはそこまで支援して、そして合併ができたときに、成り立ったときにこれだけ
のお金を動かす、また、そのどういうふうに分けてお金を動かすのかも説明いただきたいかっ
たんですけども、もう一度。

山元企画調整課長

この制度につきましては、あくまで各区のご判断で合併をされたところに対して支援する
という意味での補助制度でございます。

竹原恵美委員

どんなふうにお金を、どういう単位で、どう評価するのかを教えてください。

山元企画調整課長

これにつきましては、補助金の算定基礎といたしましては、合併をされた区の数に10万
円を乗じた金額と、あと各区に加入しておられる世帯の1戸あたり500円、これに乗じた
額の合計した額を3年間交付すると、申請にもとづきですけども、3年間交付するという
制度でございます。

竹原恵美委員

同額3年間続きますよ、3年間といったのはその壊れることがないようにか何かそういう
アイデアがあるんですか、例えばその後で、不都合があるかもしれませんけれども、そこは
関係ない。そこは想定していないんですね。

山元企画調整課長

申請時の、区の数に合併されたときの数になります。あと戸数も合併されたときの戸数と
いうことで、金額については3年間同額という形になってまいります。

出口予算特別委員長

休憩に入ります。

(休憩 13:44~13:45)

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

中面幸人委員

先ほど9番委員と一緒にすけれども、43ページのですね、2款、1項、8目の地域づくり活動支援事業でございますけれども、これについてはやっぱり地区で大変喜ばれている事業なんです、これ1年で20万という限度額がありますよね、この制度はですよ、例えば今度の地方創生のそれには乗せられられなかったんですか、そうすることによってほら、年間20万円だったのがちょっと大きくなったりとか、できたかもなあと思うんですけど、こういうのは乗せられなかったんですか。

山元企画調整課長

今回の地方創生の関連の今回示された交付金の要件の一つといたしまして、新規の事業というのがあったものですから、この事業については今回は活用していないというところでございます。

中面幸人委員

定住・移住促進事業なんかは変わってますよね、同じあれも前からの事業なんだけど。

山元企画調整課長

定住促進事業につきましても、制度が26年度までということだったものですから、今回制度を、期間を延ばす形なんですけれども、27年度からの事業ということで地域支え合い事業と合わせて定住促進事業という一体的な事業ということで今回交付金の活用を図ったところでございます。

[中面幸人委員「はい」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(企画調整課退出、生きがい対策課入室)

次に、議案第31号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。生きがい対策課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭に願います。

早瀬生きがい対策課長

議案第31号、平成27年度、阿久根市一般会計予算、生きがい対策課所管の主な内容について、ご説明申し上げます。まず、9ページをお願いします。第3表、地方債であります。上から3行目から5行目、食の自立支援事業、子ども発達支援センターこじか整備事業、及び災害援護資金貸付金について、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。それでは、歳出予算からご説明申し上げます。54ページをお開き下さい。3款、1項、1目、社会福祉総務費、前年度比約6千万円の減額は、19節、負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金で約8,600万円の減、28節、健康増進課所管の繰出金で約2,600万円の増によるものであります。昨年から引き続き実施される臨時福祉給付金の支給額は、一人1万円から6千円への減額となっています。それでは、主なものについて説明いたします。2節、給料から4節、共済費までは、課長、福祉係職員5名、高齢者対策係職員3名の計9名分の人件費であり、13節、委託料、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務については、指導監査対象法人が全部で8法人であり、昨年が2法人、今年は6法人の監査を予定しております。19節、負担金補助及び交付金のシステム開発費は、臨時福祉給付

金に係る総合福祉システムの改修費用であり、給付金を含め、全額国庫補助となっております。55ページに移ります。2目、心身障がい者福祉費、前年度比約2億3,000万円の増額は、56ページ、15節、工事請負費から18節、備品購入費の子ども発達支援センターこじかの新築工事に係るもので総額約2億900万円、20節、扶助費の約2,300万円増が主な理由であります。それでは、主なものについて御説明いたします。14節、使用料及び賃借料は、障がい福祉サービスの給付費について、国保連合会を通じて支払い事務を行っておりますが、その請求内容の審査までは十分にできていない状況であり、また、その請求内容も複雑化していることから、給付費の適正化と事務の効率化を図るため、障がい福祉サービス請求内容チェックシステムに係るリース料であります。15節、工事請負費から18節、備品購入費については、子ども発達支援センターこじかの新築工事に係る費用であり、建築、電気設備、機械設備、外溝、解体工事のほか、ブランコ、滑り台、鉄棒、厨房用機器、事業用機器に必要な費用を計上しました。この財源としては、森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金及び電源立地地域対策交付金とあわせて、過疎債を活用しようとするものであります。なお、施設整備の工期については、補助事業の決定後、速やかに事業実施し、平成27年度末の完成を予定しております。19節、負担金補助及び交付金は、主に、障がい者団体等への負担金及び補助金が主なものであります。20節、扶助費は、前年度比2,349万円の増額であります。これらは、障がい者の福祉サービス費であり、それぞれ平成26年度の実績に基づき計上いたしました。58ページをお開きください。3目、老人福祉費、前年度比約1,100万円の増額は、13節、委託料で約800万円、28節、繰出金で約1,000万円の増に対し、昨年、18節、備品購入費として、食の自立支援事業用配送車、食器乾燥機の購入費約200万円の減、19節、負担金補助及び交付金で約100万円の減、20節、扶助費で約400万円の減が主な理由であります。それでは、主なものについて説明いたします。13節、委託料、まず、緊急通報システム運営事業であります。平成25年度42基、平成26年度51基と9基の増設を行い、今年度は70基分を予算計上いたしました。次に、「食」の自立支援事業であります。平成21年度から始まったこの事業は、当初、日曜日のみ休みで登録者128名、配食数3万9,000食でありました。平成22年度からは正月を除く364日配食としたことから4万8,000食と増え、平成23年度5万1,000食、24年度5万5,000食、25年度約6万食と順調に増え続けてきました。平成27年1月末の登録者数は132名、平成26年度の配食数は5万2,000食を予定しています。昨年からの配食数の減の要因として考えられることは、まず、事業所として、配送時間の問題があります。昼食が午前9時20分から、夕食が午後2時20分からということ、また弁当の内容の問題として、個々の嗜好や量への配慮等が考えられます。また、他の要因として、デイサービス事業所が行う施設利用者への配食サービスや一般事業所からの配食サービスが考えられます。この事業の良さは、低料金での配食、かつ充実した安否確認が基本であることから、事業の精度を高め、利用者の日々の生活に安心・安全面から支援していきたいと考えています。そこで、平成27年度において、大川・西目地区約30食を既存の配食体制から切り離し、公募による事業所選定を行い、秋頃からの配食を計画しています。また今後は、調理、配送に係る経費を1食当りの単価にすることにより、事業所も対象者外の高齢者等への配食も可能となり、利用しやすい配食サービスが地域地域で展開されることを期待するものであります。次に、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業であります。平成26年度補正により、現在3箇所事業実施しております。平成27年度は、これを更に拡大し、17箇所での実施を予定しております。59ページに移ります。共助の基盤づくり事業は、平成24年度から25年度に暮らし安心・地域支え合

い推進事業の県単独事業として、支え合いマップづくりを中心に事業展開してきました。平成26年度には国事業である、安心生活創造推進事業へと名称変更し、今年度、更に共助の基盤づくり事業へと名称変更したものであります。現在、支え合いマップづくりも終盤を迎えていますが、要援護者台帳の更新、更には平成27年度から実施される生活困窮者自立支援事業との関係も含め、在宅で生活する高齢者等の要援護者を、地域住民の支え合い・ボランティア活動により地域全体で支える仕組みを構築することを目的に実施するものであります。次に、災害時要援護者支援システム改修業務であります。現在の要援護者支援システムに、避難優先度、火災警報器設置の有無、喫煙の有無、外出時間、帰宅時間等の入力欄作成及び各種帳票の出力調整等のシステム改修を行うものであります。19節、負担金補助及び交付金の主なものは、単位老人クラブ及び市さわやかクラブ連合会への運営補助及び長寿祝金であります。平成27年度の長寿祝金対象者は、80歳が335人、88歳204人、100歳到達者7名、101歳以上20人を予定しております。20節、扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費であり、65名を予定しています。なお、低所得者利用者負担対策事業として、28節、繰出金は、健康増進課の所管であります。60ページをお開きください。5目、老人福祉センター管理費であります。前年度比71万5千円の減額は、平成26年度に実施しました13節、委託料で、以前使用していた重油の地下タンクの廃止、及び15節、工事請負費の、屋外にある機械室の照明設置工事費分であります。18節、備品購入費は、玄関用マットを購入しようとするものであります。続きまして、6目、地域福祉対策費であります。25節、積立金は、科目設定のみであります。61ページに移ります。3款、2項、1目、児童福祉総務費、前年費比、約1,800万円の減額は、62ページの20節、扶助費で、全ての事業において対象者減となるのが主な理由であります。それでは、主なものについて説明いたします。2節、給料から4節、共済費までは、児童対策係職員3名と子育て支援センター係の職員2名の計5名分の人件費であります。8節、報償費、出生祝い商品券は、平成26年度の実績から推計して、第1子40人、第2子40人、第3子45人の計125人分の770万円を計上いたしました。62ページをお開きください。18節、備品購入費は、子育て支援教室時に利用するベビーベッド等を購入しようとするものであります。20節、扶助費は、平成26年度の事業実績に基づき、対象者数の減少から約1,800万円減額で計上しました。次に、2目、児童措置費、前年度比約2,600万円の減額は、19節、負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特例給付金で約1,400万円の減、20節、扶助費の児童手当で約1,200万円の減によるものであります。昨年から引き続き実施される子育て世帯臨時特例給付金の支給額は、一人1万円から3,000円への減額となっています。それでは、主なものについて説明いたします。3節、職員手当等から7節、賃金までは、特例給付金支給事務に係る臨時職員の人件費が主なものであり、12節、役務費も、申請・通知に係る郵便料金及び振込手数料等であります。19節、負担金補助及び交付金のうち、システム開発等負担金37万8千円は、特例給付金支給事業のパッケージ導入費用であります。20節、扶助費は、児童手当であります。児童数の減少により前年度比約1,200万円の減額であります。63ページに移ります。3目、保育所費、保育所費は、みなみ保育園の運営経費であります。1節、報酬は、看護師嘱託員1名、給食嘱託員2名、保育士嘱託員12名であります。2節、給料は、園長と主任保育士の2名分であります。7節、賃金は、保育士及び給食調理員の代替職員分であります。64ページをお開きください。17節、公有財産購入費は、みなみ保育園の玄関ホール部分のエアコンが老朽化により修繕不能状態であり、特に夏場、ホール内が高温となり、保育室、乳児室等との温度差が大きく、育児環境に影響を及ぼす恐れがあるため、天井カセット型のエ

アコンを設置しようとするものであります。次に、4目、児童館費は、主に放課後児童クラブの運営費であり、13節、委託料に8か所分を計上いたしました。5目、保育施設運営費、前年度比約1億500万円の増額は、19節、負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業で約800万円の増、20節 扶助費の保育所運営費で約9,700万円の増によるものであります。19節、負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業費は、前年度比約800万円の増額であります。これは、市内の私立保育園7園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。65ページに移ります。20節、扶助費は、私立保育園の保育所運営費であります。市内保育園7園及び継続して広域入所が見込まれる市外保育園分を計上してあります。前年度比9,700万円増の主な理由は、子ども・子育て支援新制度により平成27年度から旧幼稚園部分の費用が認定こども園として、扶助費に含まれることによるものであります。昨年まで、幼稚園へは運営費として、県から私学助成金が交付されていましたが、新制度により扶助費に一本化されました。また、保育園の保育料の上限設定による市持ち出し分について、幼稚園では幼稚園就園奨励費補助事業として、年度末に保護者に助成していました。その額約2,100万円については、すいませんが、114ページをお願いいたします。10款4項、1目、幼稚園費に記載のとおり2,100万円減額され、こちらのほうが扶助費に含まれることになったものであります。私立保育園へは、従来どおり運営費全額を交付し、保育料については市が徴収いたしますが、認定こども園については、保育料は園で徴収し、運営費から保育料を差し引いた額を市が交付することになります。非常にわかりづらい内容ですので、例えで説明させていただきます。2つの幼稚園に年間7千万円の私学助成金が県から交付されてきました。それに保育料は5千万円で、合計1億2千万円が幼稚園の運営費となっていました。また保育料は年度末に就園奨励費として2千万円補助されたため、保護者負担は3千万円でした。これが、新制度では2つの認定こども園に1億2千万円から保護者負担3千万円を差し引いた9千万円を交付します。そして、園は保護者から3千万円を徴収し、園の運営費は1億2千万円となる仕組みであります。次に、3項、1目、生活保護総務費前年度比約650万円の増額は、13節、委託料の生活困窮者自立相談支援事業の実施による増額、18節、備品購入費の軽自動車購入が主な理由であります。それでは、主なものについて説明いたします。2節、給料から4節、共済費までは、職員4名分の人件費であります。13節、委託料のうち、生活困窮者自立相談支援事業について説明いたします。平成27年度から生活困窮者自立支援制度が本格施行されます。この制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する、第2のセーフティネットを全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものであります。現在、市内で実施している支え合いマップづくりから見えてくる生活困窮者、又は高齢者犯罪から見えてくる生活困窮者等、相談窓口を設置し、本人支援をすることで自立への道を探ります。相談員の主な業務として、相談支援、アセスメント、プラン作成、社会資源活用、就労支援等がありますが、制度の習熟に向け、各種研修会の受講も必要とされます。18節、備品購入費は、保護世帯の訪問調査用車両として軽乗用車を購入しようとするものであります。20節、扶助費の生活困窮者住居確保給付金は、制度改正に伴い、従来の住宅支援給付金を名称変更するものであり、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失またはそのおそれのある方を対象に、原則3か月間、家賃の補助を行い、再就職の支援を行うものであります。支給額は、生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額を上限として支給することになります。66ページをお開きください。2目、扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であります。前年度比662万9千円の減額は、20節、扶助費の医療扶助で960万円の減、介護扶助で300万円の増が主な理由であります。また、就労自立給付金の55万円は、平成25年

12月の生活保護法改正により創設されたもので、安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった者に対して、就労自立給付金を支給するものであります。平成26年7月1日以降に保護廃止された者から支給対象となり、平成26年度実績では4件、35万7千円を支給しております。毎年1月時点の保護世帯数は、平成25年度169世帯、234人、平成26年度は155世帯、202人と、14世帯、32人減少しております。平成27年2月現在、廃止件数32件の内訳は、自立による廃止19件、死亡による廃止13件となっております。今後も、保護の適正実施を基本に、保護受給者の自立に向けての支援に努めてまいります。4項、1目、災害救助費、20節、扶助費は、国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、市内で5世帯以上の住居滅失があるような大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡した場合に災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものであります。また、単独事業分は、死亡見舞金30万円の他、住家の全焼・流失・全壊・半焼・半壊・床上浸水等に対する見舞金であります。次に、72ページをお開きください。5款、2項、1目、労働諸費、19節、負担金補助及び交付金の補助金、高齢者労働能力活用事業は、シルバー人材センターへの補助金であります。次に、124ページをお開きください。13款、1項、1目、災害援護資金貸付金、21節、貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や、住居の全壊や半壊等があった場合、申込みにより貸付を行うものです。

出口予算特別委員長

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 14:13～14:25)

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

課長の説明を引き続きよろしくお願いいたします。

早瀬生きがい対策課長

それでは、次に、歳入について御説明いたします。19ページをお願いします。11款、2項、1目、1節、社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済の本人負担分と老人保護措置費であります。老人保護措置費は、養護老人ホームへの措置人員65人分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。2節、児童福祉負担金の主なものは、保育所運営費であり、公立保育園1か所と、私立保育園の入所児童に係る保護者負担金で、いわゆる保育料であります。なお、認定こども園については園において徴収いたします。次に、22ページをお願いします。13款、1項、2目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金は、説明欄記載の事業に対する負担金であり、自立支援医療費等については、事業費の2分の1を国が負担するもので、前年度に比べて1,200万円ほど増額になっております。23ページに移ります。2節、児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は、私立保育園分保育所運営費であり、国の負担は2分の1であります。児童扶養手当は、国が3分の1を負担するものであり、児童入所施設措置費は、国の負担は2分の1であります。3節、児童手当給付費負担金は、児童手当に係る国の負担金であります。4節、生活保護費負担金は、生活保護費の国庫負担金で、負担率は4分の3であります。また、生活困窮者自立支援事業負担金についても同率の負担率であります。次に、13款、2項、2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業は定額の2分の1補助であり、臨時福祉給付金給付事業費は前年度比8,500万円の減であります。事務費を含めて全額国庫補助であります。2節、児童福祉費補助金のうち、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は前年度比1,400万円

の減であります。事務費を含めて全額国庫補助であります。24ページをお開きください。3節、生活保護費補助金は、生活保護適正実施推進事業費に対する補助金で、補助率は事業により4分の3から2分の1であります。13款、3項、2目、民生費委託金の2節、児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費であります。25ページに移ります。14款、1項、2目、民生費県負担金、1節、社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが生きがい対策課分であります。自立支援医療費、補装具給付費等の各事業に充当するもので県負担は4分の1です。2節、児童福祉費負担金は、私立保育園の運営費及び児童入所施設措置費に充当するもので、県の負担は4分の1であります。3節、児童手当給付費負担金は、児童手当に係る県負担金であります。4節、生活保護費負担金は、行路病人医療費は全額県負担、居所不明者分扶助費ですが、県負担は4分の1です。6節、災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるもので、県負担は、4分の3であります。26ページをお開きください。14款、2項、2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費補助金では、重度心身障害者医療費助成事業費が主なものであります。2分の1を県が補助するものです。2節、児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金の補助率3分の1、乳幼児医療費助成事業費、ひとり親家庭医療費助成事業費、多子世帯保育料等軽減事業費の補助率2分の1、児童健全育成事業費の補助率は3分の2であります。29ページをお開きください。15款、1項、2目、利子及び配当金、1節、利子及び配当金のうち、説明欄の上から8行目の地域福祉基金8万9千円が生きがい対策課の所管分であります。現在の基金残高は、5,986万2,290円あります。32ページをお開きください。19款、5項、4目、雑入、2節、団体支出金のうち、国保連合会介護給付費交付金であります。子ども発達支援センターこじかに係る事業の請求事務については、国保連合会を経由して行う為に、その給付額であります。20節、雑入、説明欄上から4行目、延長保育事業利用料から、保育所職員給食費負担金までは、みなみ保育園での事業に係るものです。3行飛びまして、相談支援事業ほか団体負担金は、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業として、市町村に義務付けられている事業であり、長島町と共同実施している部分について、長島町の負担金を受け入れるものであります。地域活動支援センター事業ほか団体負担金についても、社会福祉法人黒潮会に委託して長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金であります。33ページをお開きください。説明欄上から6行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。34ページをお開きください。20款、1項、2目、民生債、2節、老人福祉債、「食」の自立支援事業債は、「食」の自立支援事業、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について、過疎債を活用しようとするものであります。3節、障がい者福祉債は、子ども発達支援センターこじか整備について、過疎債を活用しようとするものであります。5節、災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時に対応するものであります。

以上、生きがい対策課の所管に関する説明を終わります。質疑等への回答で、細かい数字など不足の点は、担当係長に答えさせますので、あらかじめご了承ください。ご審議のほどよろしくお願い致します。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

お伺いいたします。54ページの3款、1項、1目の13節、委託料の社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務、これ27年度で何年目になるんですか。

早瀬生きがい対策課長

3年目になります。

松元薫久委員

今、委託されているわけですがけれども、今後はどうなるのかということをお伺いしたいんですけれども。

早瀬生きがい対策課長

この監査8法人のうちに、去年が6法人、平成26年が2法人で、また27年度が6法人ということで、これが繰り返されることになります。そういう中で、職員等がなかなか確実な監査員になれないという部分もありまして、現在のところこの委託しているこの方々に同席いただいた上で、きちんと事業者のほうには指摘をするとそういうことでないと職員だけ行って、翌年実際実力がついてきて指摘した場合に、あれ、同じことでなんで去年指摘をしなかったんだというようなこともありますので、これについては職員とプラスこの委託先を含めてですね、指導監査をやっていきたいというふうに思っています。

[松元薫久委員「はい、わかりました」と発言あり。]

山田勝委員

19ページの11款、分担金及び負担金のところでね、保育所運営費の中で、例えば負担金の私立保育園、公立保育園の負担金の説明のあとに、認定保育園では、認定保育園での負担金をとっているちゅうことですが、この認定保育園を利用している保育園児というのは何人くらいいるんですか。

猿楽児童対策係長

申し訳ございませんでした。認定こども園につきましては、市内で今2か所ございます。ちょっと情報が古くなるんですけれども、5月現在の幼稚園の人数、そして2月現在の保育所の人数、ちょっと記事がバラバラになりますが、まず、あくね幼稚園につきましては96名程度、めぐみ保育園につきましては82名程度いらっしゃいます。それぞれ保育園部と幼稚園部と今のところ別々ですので、そのような集計をさせていただいたところでした。

山田勝委員

AZにいけばですね、認定保育、なんかそんなことが書いてあるんだけどね、あれはなんですか。

早瀬生きがい対策課長

向こうは、こどもおとな園ということで、先日私なんかも見せていただいたんですが、自由にといいいますか、預ける保護者と、今度は自分たちが実際にそこで預かるというような、そういう自主的な活動をされているということで、行ったときも実際子育て中のお母さんがそこに勤めていたり、その逆もあつたりとかいうことで、行政の行うその保育行政についてはちょっと形が違うというような説明を受けたところです。

山田勝委員

それでは、全然行政とは関係のないということなんですよ。

早瀬生きがい対策課長

はい、そのようにこの前は説明を受けました。

出口予算特別委員長

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 14:40～14:47)

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。議事を継続します。

山田勝委員

先ほど市債のところですね、市債のところ、34ページ20款、市債、2目、民生費、2節、老人福祉債、1,980万円、それから58ページ3款、民生費、1項、3目ですね、その13節委託料の中に「食」の自立支援事業とこういうことですね、歳出・歳入とこうしてあるんですね、市債。一つは市債というのは、長期間、施設か設備かですね、そういうものだというようにね、分割払いをして返すようなお金だというような考え方なんですが、この「食」の自立支援事業ということについて、もうちょっと詳しく説明してくれませんか。

早瀬生きがい対策課長

この「食」の自立支援事業は2つの事業で成り立っております。生きがい対策課の所管分というのは調理部分になります。調理部分について一応起債のほうを活用して、この額とほぼ同額くらいの予算、そして、配食については介護保険のほうの特別会計のほうで見回り活動ということで、元気老人対策といいますか、そちらのほうの特会のほうで事業を展開しているというような中身であります。

山田勝委員

今まではですね、訪問給食、老人の訪問給食という車がずっと回っていましたよね、そういう中で今度はちょっと変わるような話を聞くんですが、具体的にもうちょっとよく言ってかせてくれないと、どのように変わって、どういうふうにいってるのか全然わからないんですけどね。

早瀬生きがい対策課長

現在までの委託というのが、JA関係のところ、1か所で、市内全域を配食してもらってありました。これがある食数を超えますと、委託料の金額についても1年間見積もりでこれくらいの額で人を配置して、調理し、配食しますと、そういう形で5~6年きたんですが、もうそれが限度を超えるとといいますか、人を相当増やさないと、時間的にもさっき説明したんですが、昼の分であっても9時、最初の家が9時20分には着いてしまうと、夕食についても2時20分には着くということと、例えば60歳の方と90歳の方で御飯の量、そしてやわらかめとかそういうことも希望されてもなかなか対応しきれないような状況にあったということです。そういう中で今回一番変えたかったのは1食あたりの単価にすると。単価にすることによって、今まではこちらから、全面委託ですから、調理・配食にそれ以外のことには一切事業所というのは手を出せなかったと、それが1食あたりになりますと、当然自分たちで例えばこちらのほうは配食をする対象者というのを、1人暮らしであって、かつ調理ができないというようなそういう線引きをするんですが、その隣近所の人へも配食が可能になるというようなことで、今回、一つは地区もですね、あまりにも阿久根自体が南北に広いということから、まず、西目・大川この地区に限って事業者を公募しようというような流れになったところであります。

山田勝委員

老人が増えてですね、給食数も、配食数も増えてくると思いますよね、かねてから私思っておったんですがね、阿久根を3つくらいに分けたほうが一番いいんじゃないかなと思って話をしたことがあるんですが、やはり、今回どっちにしてもそういう形でやってみるということは非常にいいことなんですよね。だから、そんなら今、組合食品に委託している分についてはそのまま阿久根中心部から北については組合食品がやると、そのほか西目・大川地区について、新たな区切りとして事業者を募集するということなんですか。中身はどうなんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

中身と言われるのが、従来と違うのが単価設定することによってこちらが今までの100食であろうと90食であろうとそこに人が配置されていたわけですから、それに必要な経費を払ってましたが、1食あたりということで、それが120食になっても50食になってもその食数分しか支払いをしないと。ですから今後、例えば民間のところであく、それ以上のサービスのところがどんどん出てきた場合にはこちらの行政上の費用というのはだんだん落ちていくということで、やっぱり事業所としても努力を求められますし、ただ、こちらの基準に合わない世帯の方へも配ることもできるというそのへんがいい形かなというふうに思っております。

山田勝委員

その組合開発がする分については今までと変わらないんですか。

早瀬生きがい対策課長

実際には今度公募をかけて、事業所が一応西目・大川のところが候補者が決定がしますと夏を除いて秋口から半年後に開始という形になります。ですからそれと今度のですね、4月時点から、今の事業者についても単価での契約にやっていきますので、昨年度車を購入とか、あと食器乾燥機とか、こちらが貸与していた部分についてはすべて額を鑑定した上でこちらに車を返してもらいなり、食器乾燥機は買い上げていただくと、そういう形で4月からははじめる予定であります。

山田勝委員

新たな方法でね、時代にマッチしたもっと新たな方法でやると、そのほうが良いということやられるんでしたらね、やってみてですね、なんでかといったら、やはりね、老人がこれだけ増えてきたらね、やっぱり方法を変えないとね、旧態依然と長い元からやってたやつではね、やはりだめだと思いますよね。そういうことで頑張ってみてください。

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

木下孝行委員

民生費の、生活保護総務費、65ページ、委託料と扶助費の生活困窮者自立支援相談支援事業と、生活困窮者住居確保給付金というのは、これは予算の概要の中の新規事業で生活困窮者自立支援事業、916万4千円というのは、これは2つ合算したやつがこの事業になるという考えでいいんですか。

早瀬生きがい対策課長

はい、そうです。

[木下孝行委員「はい、わかりました」と発言あり。]

山田勝委員

いや、あまりにもね、この課の事業が多くてね、よくわからない。聞くところではわからんわけな、聞くところがい、残念ながら私は。だからただ思っているのは、例えば養護老人ホームについては、生きがい対策課がする部分、それから介護保険の必要な、同じ、例えばね、同じような方々の、同じようなですよ、同じような方々のその介護、あるいは身の回りの世話、そういうことについて、生きがい対策課でする分、それから健康増進課でする部分あるんですよ、だからその付近のこう仕分けがどうも私にはこの線引きがうまくいかないんですけどね、具体的にはどういうようなところでこう仕分けするんですかね。

早瀬生きがい対策課長

養護老人ホームと、特別養護老人ホームというのがございます。特別養護老人ホームというのは今介護事業のほうに入っているんですが、もともと養護老人ホームを、阿久根であり

ますと、聖園と蓮の実、この2か所ですが、養護老人ホームというのは、一人暮らしされて、ある程度自立できると、認知とかそういうものがなくてですね、自立できるんだけど、若干高齢等でなかなか家で暮らすのも難しいという方々、そして子供たちがなかなか一緒に暮らせないという方々が養護老人ホームです、そういう中でですね、時代とともにそこに入られた方が実際には介護状態になる方もいらっしゃいます。そこで介護保険が始まってから、この例えば聖園さんであっても一部介護事業を自分の養護老人ホームですから、もともと福祉施設の中に介護保険分の事業まで展開するというような形で今動いていますので、対象者としてみれば、特別養護老人ホーム、もともと介護認定で入った人たちと比較しますと、半分くらいは自立した生活ができる人なのですが、残りの半分の方については同じような介護状態でいると、ただ、最初の入り口が、介護状態では養護老人ホームには入れないという、そういう違いがあると思います。

山田勝委員

介護の必要な老人は介護老人ホームでないと入れませんよと、そのときに自立できるような老人については、養護老人ホームに入れるけど、その過程の問題ですね。はい、了解。

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。なければ、議案第31号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室、健康増進課入室)

この際、お諮りいたします。本日予定しておりました日程は終了いたしました。13日に審査を予定しております健康増進課の一般会計についてのみ、説明・質疑までいきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしということでしたので、次に、議案第31号中、健康増進課所管の事項について、課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

佐潟健康増進課長

議案第31号 平成27年度阿久根市一般会計当初予算のうち、健康増進課所管分の主なものについて御説明いたします。歳出から御説明いたします。一般会計当初予算書の55ページをごらんください。第3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費、28節、繰出金3億7,178万8千円は国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定分として、保険基盤安定分が、1億円、職員給与費等分が、6,576万5千円、出産育児一時金分が、700万円、財政安定化支援事業分が、1億8,694万6千円で、法定外分は、1億2,894万6千円であり、対前年度395万2千円の増額になります。また、直営診療施設勘定として、診療所基金の取り崩しで、不足する財源として1,207万7千円繰り出すものがあります。次は59ページです。3目、老人福祉費、28節、繰出金、4億3,824万7千円は、介護保険特別会計への繰出金であり、対前年度1,013万6千円の増額で、増額の主な理由としましては、介護給付費の伸びに対する負担分が609万6千円です。次は60ページと61ページです。8目、後期高齢者医療費、5億2,727万2千円は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金等であり、阿久根市の療養給付見込みは、約44億9,797万2千円であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する広域連合一般会計分が147万7千円、その他負担金として、広域連合の人件費などを含めた保険給付に要する広域連合特別会計分が892万1千円です。この負担金は各市町村の均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%で負担するものであります。また、後

期高齢者広域連合療養給付費3億7,483万1千円は、阿久根市の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費に要する経費の市の負担分として、12分の1分を計上したものであります。総額として、対前年度1,401万9千円の減額であります。28節、繰出金、1億4,204万3千円は、低所得者の保険料軽減分を保険基盤安定分として後期高齢者医療特別会計へ繰り出す、県負担分4分の3、市負担分4分の1の見込み合計額1億3,978万円と、後期高齢者医療特別会計事務費分の226万3千円の合計額であります。次に、66ページをごらんください。第4款、衛生費であります。まず始めに、平成27年度で、新たに計上したものについて、御説明申し上げます。67ページの8節、報償費の元気プラン策定委員会等出会謝金11万1千円ありますが、これは、阿久根市健康増進計画、あくね元気プランを策定するにあたり、策定委員会を開催するための謝金と阿久根市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて開催する協議会の出会謝金を計上いたしました。次に、68ページの2目、健康増進費の13節、委託料の計画書作成業務であります。これは、あくね元気プランの策定業務の委託料を計上いたしました。以上が平成27年度当初予算に計上した新たな事業等であります。それでは、66ページにお戻りください。第4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費、1億4,209万1千円は、健康増進課の職員14人分の人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであります。67ページの8節、報償費は、1歳6か月児ほか、説明欄にあるとおりの健診時等の医師等の謝金であります。13節、委託料は、説明欄にあるそれぞれの業務に係る委託料であります。19節、負担金補助及び交付金、1,410万9千円のうち、次のページの、夜間一次救急診療所運営費負担金536万3千円は、出水総合医療センター野田診療所内に開設された同診療所の運営費に対する負担金であり、全体の必要額2,119万5千円に実績割25.3%を計上したものであります。また、病院群輪番制病院事業695万円は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,693万7千円に人口割25.8%を乗じた額を計上したものであります。第20節、扶助費125万円は、平成25年度から権限移譲された未熟児養育医療費に係る医療の給付分であります。次に2目、健康増進費、4,934万4千円は、訪問指導嘱託員1名と長期臨時職員1名の人件費と各種がん検診業務などの13節、委託料が主なものであります。3目、予防費、4,453万6千円は、予防接種に係るワクチン代の11節、需用費とインフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ポリオ、ヒブ、水痘、小児用肺炎球菌等の個別予防接種の13節委託料が主なものであります。70ページになります。6目、保健センター管理費、453万7千円は、保健センターに係る光熱水費や浄化槽清掃業務等の委託料が主なものであります。

次に歳入について御説明いたします。20ページをごらんください。第11款、分担金及び負担金、2項、4目、衛生費負担金、1節、保健衛生費負担金15万5千円は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金3万1千円の5人分であります。22ページです。第12款、使用料及び手数料2項、3目、衛生手数料、1節、保健衛生手数料78万5千円は、狂犬病予防接種に係る手数料であります。犬の登録手数料1頭当たり3千円で60頭、注射済票交付手数料が1頭当たり550円で1,100頭分を見込んでおります。23ページです。第13款、国庫支出金、1項、2目、民生費国庫負担金、5節、国民健康保険医療助成費負担金1,000万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が、保険者支援分として国から交付されるものを見込み、計上したものです。3目、衛生費、国庫負担金、1節、保健衛生費負担金、54万7千円は、未熟児養育医療費に係る国の負担分であり、総養育医療費から保護者負担

金を控除した額の2分の1の額であります。24ページです。3目、衛生費、国庫補助金、1節、保健衛生費補助金のうち、疾病予防対策事業費、59万1千円は、がん検診推進事業に係る補助金であります。25ページです。第14款、県支出金、1項、2目、民生費県負担金、1節、社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金の1億483万5千円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への軽減分の保険基盤安定分として、県負担分4分の3になる額を計上したものです。同じく、5節、国民健康保険医療助成費負担金6,500万円は、国民健康被保険者に対する低所得者への軽減分として、県の負担分4分の3になる額を計上したものであります。3目、衛生費県負担金、1節、保健衛生費負担金、27万3千円は、未熟児養育医療費に係る県の負担分であり、4分の1の額であります。26ページです。2項、3目、衛生費県補助金、1節、保健衛生費補助金のうち、健康増進支援事業費、116万円は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る国と県の補助金であり、基準額の3分2の額であります。28ページです。第14款、県支出金、3項、2目、民生費委託金、1節、社会福祉費委託金のうち、市町村権限移譲交付金16万4千円は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付事務に係る交付金であります。32ページです。第19款、諸収入、5項、4目、2節、団体支出金のうち、後期高齢者健診業務広域連合補助金229万9千円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用の広域連合からの補助金で、集団健診550人分であります。同じく長寿・健康増進事業広域連合補助金34万9千円は、元気高齢者健康づくり訪問指導事業として、1年間医療機関を無受診でかつ健診未受診者を対象に保健師等が訪問し、健康チェックや健康づくりなどの情報提供等の保健指導を実施したことに対する補助金で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から100%の補助であります。20節、雑入のうち、がん検診費用徴収金434万5千円は、64歳までの肺がん検診200円、子宮頸がん検診700円、乳がん検診が1,500円と1,000円並びに2,000円、腹部超音波検診1,200円、前立腺がん検診500円のそれぞれの検診に係る本人負担分であり、肝炎ウイルス検診等費用徴収金14万円も、肝炎ウイルス検診500円、骨粗しょう症検診200円の本人負担分であります。34ページです。20款、市債、1項、3目、衛生債、1節、保健衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債400万円は、夜間一次救急診療所運営費負担金に係る財源として過疎債を計上したものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私の他、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

出口予算特別委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

69ページ、2項、19節、負担金補助及び交付金の中に、ほかの課にも出てくるんですが、地域づくり活動支援事業、20万円というのがあるんですが、これは何をやるんですかね。

佐潟健康増進課長

岩崎委員にお答えいたします。このところで組んである部分につきましては、企画調整課のほうが大元であれしませんが、健康増進課のほうでこの地域づくり活動支援事業についての予定している部分につきましては、民間で健康フェアとかそういった方がされる分を想定して、総事業費の20万円を上限としての補助金を計上しているところであります。以上です。

岩崎健二委員

民間が、健康づくり等の活動をするときの支援金をここは出すということですかね。

佐潟健康増進課長

実は、広域医療センターのほうが毎年健康フェアというのをやってらっしゃるんですけども、そこを想定して、26年度も予算計上したところだったんですけども、実績としては、医療センターとしては、医療会計として、膨大な金額の会計をしている関係上、この健康づくりフェアだけの補助金申請をするとすると、全体の中でどれだけです、歳入・歳出という作業になってくるものですから、今回26年度としては見送られましたけれども、なるべく費用助成していこうという観点から27年度も予算計上したところであります。

岩崎健二委員

地域づくり活動支援事業ということで、ほか企画課のほうでやられる分が各地区、集落とか、団体とかいうふうになっているんですが、どうもこういうところのほうがちよっとよくわかりづらくてですね、どこに、どんなふうにしたらこの支援が受けられるのかっていうのが疑問であったんですが、これは、そういう集落的なところで作る健康づくり等の事業には該当しないということなんですかね。

佐潟健康増進課長

このもともとの事業につきましては、本来スタートとしては、企画調整課のほうで、集落、区の活動等に対しての補助金がスタートだったと思います。それにプラスして、いろいろな環境であったり、健康づくりであったり、いろいろなそういう団体、グループに、事業者なんかはされるそういう地域づくりに特化した、各事業に対しても補助しようということで、各分野のほうで予算計上してあるかというふうに思います。

岩崎健二委員

例えばですね、ある事業者が健康づくりのために職員のそういう健康づくりに対する教育とか、そういうフェア、そういうことをやるとしたときは該当するんですか。

佐潟健康増進課長

はい、そういったのは該当するかと思います。

[岩崎健二委員「はいわかりました」と発言あり。]

補足しますけれども、該当はしますけれども、事業を実施する前に補助金申請をされて、ということでないとは事後ではできないということですので、事前申請ということになります。

[岩崎健二委員「はいわかりました」と発言あり。]

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

28ページ、14款、県支出金、3目、保健衛生費委託金、市町村権限移譲交付金、これね、医師の何か何かという説明をしたようですけどね、もうちょっとよく説明をしてみてください。

佐潟健康増進課長

2目、民生費、委託金の1節、社会福祉委託金の市町村権限移譲交付金

[山田勝委員「ああ、ああ」と発言あり。]

16万4千円かというふうに思いますけれども、ここについては、県がこれまで、医師登録の更新であったり、理学療法士、管理栄養士等の免許証の更新であったり、そういう手続きを県がしていたわけなんですけど、それを市町村におろして、権限をですね、窓口を市町村に広くしたことによってそういう免許を持っていらっしゃる方が申請しやすくなったと、で、それに係る事務手数料を県から交付していただくと、それが16万4千円ということになります。

山田勝委員

そういうことであつたら、今まで鹿児島に行くとか、出水の保健所に行くとかとって、医師のとかそういう関係者のね、免許証の更新とか何とか、届け出とか何とかという事務についてはもう阿久根市役所でできるということなんですか。

佐潟健康増進課長

はい、そのとおりでございます。

山田勝委員

一見ね、ここに阿久根にいらっしゃる方々というのは便利になった反面ね、こう、医師とかです、あるいは理学療法士、作業療法士とかそういう免許持ちというのは今まで県がね、いろいろ注意したり、いろんなことをすることでかなり皆さんびびっている部分もあつたんですけどね、それぐらいの権限を持たせてあるわけですか。

佐潟健康増進課長

そういう権限については持たされていません。免許証の交付だけであります。

山田勝委員

そこまで持たされればね、医者どんが言うこと、それくらい免許持ちんしが言うこと聞かかと思つて、おはんどが、そういうふうと思つてちょっとね、喜んでた部分があつたんですが、なかなかずるいな県も、いいです。

出口予算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第31号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。ここでお諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、本日はこれにて散会します。

13日は午前10時より再開いたします。

(散会 15:36)

予算特別委員会委員長 出口 徹裕